

財団法人日本タイ協會々報

第四十一號

昭和十九年八月

昭和十九年八月

財團 日本タイ協會々報 第四十一號

財團 日本タイ協會



時論

泰國新首相と新閣僚の印象……星田 晋五……一  
タイの新國民訓ウイラタム……………

田中 正 夫譯……五

泰國の戦時生活と衣料問題……後藤清太郎……八  
戦時下タイの平和貿易と實業界……………

チュアン・カチャナガ……六

研究

タイの國王貿易獨占を論ず……根岸 國孝……二九

泰國事情

〔政治・軍事〕……………三

△ビーン内閣總辭職△新内閣成立△新閣僚決定△

新内閣政綱△新首相第一聲△商務大臣事務取扱△

人民議會正副議長決定△サイゴン總領事任命△

チャブーン都制勅令△バーンコーク市長更迭△防

空規程實施△官吏空襲被害者救恤△家屋擬裝規則

實施……………

〔財政・經濟〕……………三五

△小切手利用獎勵△貯蓄増加趨勢△共同組合銀行

設立計畫△共同組合設立數△木炭隘路の克服△豚  
肉新配給機構△タイ商業銀行業績△食糧統制委員  
會組織△衣料切符制實施△衣料價格表制定△ホア  
リン新統制△精製砂糖禁止△大廠證券發行規定發  
表……………三六

〔産業・交通〕……………

△新燃料油の製産△泰最初のタイヤ生産△綱及麻  
袋講習訓練△盤谷電話一時休止△汽車指定席制度  
採用△乗合馬車愈々實現……………

……………

〔文教・社會〕……………四〇

△佛都建設勅令△新國都の建設景氣△村長天人會  
議聯合會△實業教育擴張△民衆舞踊改善△結婚補  
助金△本年の革命記念日△王姉の御結婚△ビーン  
元帥令嬢婚約△「泰國の花」の結婚△ワニット前副  
藏相自殺△金塊事件解決……………四二

〔日泰關係〕……………

△泰外相對日關係強化言明△タイ革命記念日祝賀  
會△在門司泰國名譽領事△泰大使館の論文募集  
△水野南方事務局長盤谷着……………

協會記事・大阪日泰協會記事・本協會役職員錄

アパイヲン 泰國新首相と新閣僚の印象

星 田 晋 五



相首新ライイバア

七月廿九日夜の國內放送は、突如、タイのビーンソクラー  
ーム内閣總辭職の報道をつたへた。ビーンソクラーームの辭任  
はこれまでも屢々あつたが、いつも即時重任で一應の形式的

手續であつた。ちかごろでは、まゝ、ビーンソクラーームの  
進退につき巷間流説が絶無ではなかつた。翌卅日の新聞には  
「ベチャブーン市の特別行政区昇格およびサラブリー附近佛都  
建設の緊急勅令の事後承認に對する議會の反對にあひたるため  
國家の安全と發展、特に漸次緊迫化したる戦時下において  
政府が重要にして緊急かつ正當なりとみとむる施策に大多數の  
議員が承認せざるは、政府に對する議會の不信任を表明せるも  
のとし、憲法第五十二條の本義にもとづき總辭職した。」とつた  
へられ(後註)さすがに、今回こそは底をついたものとなつた。  
さて、ビーンソクラーームの後をつぐ者は、そも何人であ  
らうかは、興味と危惧とをまじへた問題であつた。なほもビ  
ーンソクラーームの重任を豫想した向もあつたであらうし、プ  
ロット・パホンヨーティン(舊名プラーヤー・パホンボンバユ  
セーナー)の返り咲も考へられたであらうが、パノムヨン(舊  
名ルラン・プラーディットマヌイタム)か、將又、プロムヨーティ

一 (舊名ルラン・プロモヨーティ) かと、おそらく日本での下馬評の常識であつたであらう。しかるに、それがアパイランの就任とは、誰が想像しえたであらう。大方にはアパイランの名さへ存じてゐなかつたではなからうか。

アパイランは、舊名ルラン・コキアアパイラン (Luang Kovit Abhaiwongse) と稱してゐたが、新名をクワン・アパイラン (Khuang Aphaiwong) とあらため、パッタボン州王侯の出で、明治六年フランスによる封土併合の時タイ國にのがれきたもので、大正七年フランスに留學し理工學を修めた技術家で、昭和七年の變革には參加してゐなかつたが、昭和八年の事變には參加し、功により陸軍少佐に叙せられたが、名を軍籍に入れるのみで元來の武人ではなく、昭和十年パホンボンエハセーナ内閣の時、無任所大臣として入閣し、ビブーンソンクラーム内閣にも、ひきつゞき無任所大臣として、また、文部副大臣兼經濟省郵政局長としてあつたが、對佛國境紛争後は交通大臣商務大臣などを歴任して昭和十八年二月辭任した。その間の事情も臆測されるが、以後は第二種議員 (官選議員) としてあり、昭和十八年七月、議會では議長プロット・キチアーン・ナソクラー (舊名アラヤー・マナーワラーチャセーキー) と共に副議長に推擧され攝政府より勅許も下つたが辭退して受任しなかつた。本年七月、今議會にも再びキチアーン・ナソクラー議長と共に副議長に推され、今回は受諾してゐた。

(Luang Shulhu Songramaya) といい、古くアラヤー・マノーパーコニンニティターダー内閣の時、すでに無任所大臣を勤めパホンボンエハセーナ内閣にも無任所大臣を勤めビブーンソンクラーム内閣では文部大臣兼國防省海軍部長で、ビブーンソンクラームの懐刀として目され、タイ軍艦を日本へ注文し、あるひは講演などに日本教育事情を屢々引用するなど、日本の海軍および教育に通じ、日本にも既によく知られたる人である。對佛印國境紛争に際しては、海軍司令長官としてタイ國艦隊を率ひてタイ灣頭と呼號したのであるが、その後は海軍司令長官の地位をナワーキチッ海軍少將に譲り、また立憲十ヶ年後の議會一院制樹立の前提條件たる國民義務教育過半数普及を目ざしての教育普及に努力したが十年後の今日遂にその實舉らず、その後は文部大臣の地位もキチワターカーンに譲り、なほ、令妹は親日鮮かな大藏副大臣ワニッ・バーナノンの夫人であり、義兄としてバーナノンの仲は薄からざるものであつたが、バーナノンは從來もとかくの嫌疑をかけられ更に今回は金塊事件に關して遂に獄中縊死の敢無き最期を遂げるなど身邊も煩はしく、最近では農務大臣としてのみ閣内に留まり、脾肉の歎に堪へなかつたであらう。

論既に不惑を過ぎて、尙、海兵訓練には、率先軍艦の橋上に狼の如く駆け上る精氣溢刺たるものがあるが、四五年前漸く新進人流を迎へたる程の晩婚で、風格極めて濃厚である。新設の

日本には、昭和十二年臺灣博物館視察委員として來朝、昭和十四年ブエノスアイレス國際郵便電信會議の歸途再び日本に來朝し、日本の電信事業を視察するなど、日本を知るタイ國要人の一人である。新聞には「直情徑行の人」と評してゐるが、想ひ起せば、昭和十三年八月の事である。サートーン街の村井公使邸晩餐會に、キチワターカーン氏アラ・テイラナサーンキスワカーン氏などと共に政府關係者の一人としての氏を見出したのであつた。年の頃三十五六歳の蒼白き顔色に漆黒の頭髪を分け、丈五尺六七寸もあらうかと思はれる瘦せ型の青年紳士であつた。太く濃い眉毛が最も強く印象する正に眉目秀麗の好男子、我が丸の内界限に見る瀟灑たる銀行員を思はしめるものがあった。餘り多くも語らなかつたが決して寡黙の方でもなかつた。赫顔低聲慎重のビブーンソンクラームの風貌に比べて、白面輕快なあの青年紳士が、六年後の今日、首相の印綬をうけるとは、重臣・長老・將星・逸材などと組間に際し歸去往來する日本政界とは凡そ空気がちがふ。

首相夫人はレッカ・アパイラン (Leeka Aphaiwong) といい、婦人協會の會長でもあり、その他、種々なる團體に關係し婦人社交界の花形である。

國防大臣兼農務大臣海陸空軍中將シン・カモンナーキン (Sin Kamonawin) は、舊名はルラン・シンソンクラームチャイ

パーンケーン農學大學の總長とし、また、棉業振興會社パーンコーク造船會社などの發起人である。新内閣に海軍出身をもつて國防大臣に任じ、兵農兩全、よくその地歩を確保することか

司法大臣兼厚生大臣チャ・ナソクラー (Chit na Songkhala) は、舊名チャップアラヤー・シタータマーティーン (Chao Phraya Sidthammas) と稱し、パホンボンエハセーナ内閣の時、大藏大臣たりしことあり、ビブーンソンクラーム内閣には、司法大臣または外務大臣をも歴任したる人、チャウアラヤーの稱號が物語るごとく、專制舊政時代からの大先輩で、司法官出身で法典編纂に功あり、その手腕は、その重厚なる風格のごとく既に定評ある人、國會議長キチアーン・ナソクラー (舊名アラヤー・マナーワラーチャセーキー Phraya Manavajra Sewi) は令弟である。

日泰連絡所長ラン・チャクラームコリンギッ・スッチャリットクン (Wong Chakrankongit Sutcharitkun) は、新聞には舊名アラ・チャクラームコリンギッが傳へられた。海軍技術研究所長および造船廠長代理を永く勤めてゐた海軍大佐である。かの地の日本・タイ協會の役員で、協會の事業にはよく面倒を見てゐる。年齢五十二歳、身長五尺五寸、極めて濃厚柔和なる好紳士で、日本語を相當よく話す。といふのも、氏は明治末

年頃神戸川崎造船所に練習生として留學した三人中の一人である。バンコク市郊外ドーンムアン飛行場にいたる途中のパーンケーンに新邸を構へてゐる。

昭和十三年八月のことであつた。日本留學のタイ留學生會を結成すべく、フアランボン中央停車場内の鐵道局經營のラーチャターニーホテルに凡そ五十名の留學生を集めた時、デザートコースに入つて、筆者が渡航直前、明治四十年頃大阪毎日新聞社主催の九州一周旅行團の記念寫真帖に發見した三人のタイ留學生を尋ねた處、何とその時の座長ブラ・キッチ 海軍大佐とこのブラ・チャクラヌコーンギツ 海軍大佐とが當の留學生であつたといふ奇遇で、海軍武官鳥越新一大佐も誠によい收獲であつたと喜ばれた。(ブラ・キッチ 大佐は昭和十三年イタリヤへ軍艦注文に行つたが、戦亂が起つて、その後、永く彼の地にとどまつてゐたが、今はどうしたのか。尙、他の一人は海軍參謀のブラ・キチャーンチャクラヌコーンギツ少將らしいが遂に確める機を失した。)

なほ、日本留學タイ學生會は、その後、日本タイ文化研究所の斡旋によつてその結成をすゝめ、二百名餘の留學生が再びラーチャターニーホテルに會合し、ブラ・キッチ 大佐渡歐留守中を承つてブラ・チャクラヌコーンギツ 大佐が座長となり、實行委員をあげ、會則、會章などを制定し、正式に法定結社手續をとり、昭和十五年三月認可を得、日本名「日本の友の會」タ

四

イ名「サマコム・ナグリエン・ガウ・ジーブン」をもつて成立し、このラン・チャクラヌコーンギツ・スッチャリクタン 大佐が初代の會長に選ばれた。(本誌第廿五號八二頁所載)  
(註) 新聞の報道は簡略であつたが、詳細は、二十日ベチャブーン市特別行政區界格の緊急命令の事後承諾案上程され、議員八十二名、二時間の討議の後、十二票の差をもつて否決された。また、廿二日佛都建設の緊急命令の事後承諾案上程され、關係十五名議員七十二名出席、パモンモントリイ文部大臣説明佛都建設は一朝一夕に完成するものに非ざるに、又、この戦時下の多大の難事業であり、佛都設定地域の住民の土地收容による生活不安、寺院僧侶の生計などをあげ、文相は六月五日のキサーカ・ブーチャー(釋迦降誕成道涅槃祭)を卜したるもので必ずしも御幣擲ぎでもなく、住民の生計問題は充分考慮すると説明したにも拘らず討議二時間に及び、遂に無記名投票に入つて二票の差をもつて否決された。(一九・八・六)

## タイの新國民訓ウイラタム

タイ國文化院文學獎勵普及委員會委員 サンダ・バツタノタイ

田 中正 夫 譯

譯者註 タイ政府は曩に民族意識の昂揚・國民精神の作興・文化の向上を目的とする國民運動の展開に資するために、ラッタニヨム(國家信條)十二箇條を公布した。その後、ラッタニヨムは「國民文化法」として法文化されるに至つた。

大東亞戰下、タイ政府は國家再建および國防の二大目的に國民總力を結集するために、タイ國民の服膺すべき十四箇條の國民訓とも稱すべき「ウイラタム」を本年五月十四日付官報をもつて發表、國民の向ふべき道を明示した。

ビブーン・ソングクラーム元帥を委員長とする國民文化院は佛曆二四八六年(昭和十八年)五月十一日、同院の大會議室において會合を催した。同會合において、タイ國民の勇氣に關する十四箇條の道義が明かにせられ、爾來ウイラタム Whatham といふ名稱の下に有名となつた。同夜ナイイ・マン、ナイイ・コーングのラジオ解説者は、このウイラタムを彼らの會話の話題とし、タイ國民に初めてウイラタムを宣傳した。翌日の全紙

の夕刊は、第一面は大見出しで、ウイラタムの箇條とその定義を掲げ、同時にウイラタムに關する懸賞論文が募集されてをり本年の國民記念節にその當選者を決定すると發表した。

これに續いて、凡てのタイ國民が遵守すべきウイラタムは、國民の生活と品性を陶冶する原則ならしめるために、タイ國民の間に宣傳された。國民文化院もまた、ウイラタムの原則に従つて、國民の生活と品性を陶冶するといふ、この決定を採用した。そして、常にこれからの原則に協力し、且つこの運動を永續せしめるために、タイの青年たちに先づこれらの道義を鼓吹する運動を起すことに決定した。

國民文化委員會によつて採擇された、タイ國民の遵守すべき十四箇條のウイラタムは次の如きものである。

- (一) タイ人は、自己の生命以上に國家を愛す。
- (二) タイ人は、よき戰士なり。
- (三) タイ人は、農業・工業・商業等の職業に勤勉なり。

- (四) タイ人は、よき生活を好む。
  - (五) タイ人は、よき身嗜みを好む。
  - (六) タイ人は、言葉と思想とが一致せる國民なり。
  - (七) タイ人は、平和を愛す。
  - (八) タイ人は、自己の生命以上に佛教を尊崇す。
  - (九) タイ人は、老幼婦女子を尊敬す。
  - (十) タイ人は、相互の言行および指導者に従ふ。
  - (十一) タイ人は、食糧の自給を圖る。
  - (十二) タイ人は、友に對しては善良なるも、敵には侮られず
  - (十三) タイ人は、信義をもつて人に對し、恩義に感謝す。
  - (十四) タイ人は、子孫のために貯蓄す。
- これら十四箇條のウイラムを十分考究して見るならば、國家再建および國防といふ、二つの顯著な目的が包蔵されてゐることが明かとなる。一般的な概念に従へば、國家再建といふことは、他の文明國に後れてゐる國家活動の各部門の建設および促進の意を含んでゐる。また國防は、國家の獨立および主權保全のために、凡ゆる破壊的要素に對して國家を保護することを意味する。これによつて、タイは往古から完全なる自由を保つて來たのである。

ウイラムは、國家再建および國防の事業を確實に成功せしめる手段となる、われわれの善徳を強固にするための道義である。精神は凡ゆるものを中心であり、確固不動にして、合理的な正義の觀念を鼓吹する精神は貴重であつて、これによつて、常にこの世における偉大な事業が成就し得られるのである。

國家が困難に圍繞せられ、または戰爭の危機もしくは經濟壓迫等によつて生じた、何等かの應急事態に惱まされたる時に、もしも精神が眞個の大石柱の如くに、堅固にして確乎たるならば、如何なる困難な状態をも克服し得られるのである。故に國民が決然として搖がざる氣質を有することは、その自由を信奉する國家にとつて大いに望ましい事柄である。

文化が各文明國の潛勢的な武器となつてゐる現在、國家の指導者なるビブーン元帥は、品性の陶冶、讀み書きの能力、技術慣習、傳統等を含む文化的訓練の方向にわが國民を指導されてゐる。

國民の指導者ビブーン元帥が指摘された、敍上の三道義に従つて、文化における、この訓練方針を實行するには、幾多の方法と手段とがある。特別の精神訓練とは、態度と言葉におけるよい嗜みと作法とを奨励するといふ目的をもつた道徳的訓練を行ふことである。學問と技術の訓練方針は、タイの言語および藝術に對する、より深い、眞の愛情を國民に注入することを主眼としてゐる。一方、慣習と傳統における訓練方針は、服装生活その他の様式に關する種々の規則および取締を規定することにある。

保留したる後に、これら三つの訓練方針を明かにし、これを既に發表された十四箇條のウイラムに適用したのである。農工商に勤勉なること、よき生活と服装を尊重すること、食糧の自給を圖ること、言葉と思想とが一致せる國民となること、平和を愛好すること、自己の生命以上に佛教を尊崇すること、老幼婦女子を尊敬すること、信義にして恩義に感ずること、子孫のために蓄財すること等は、特に國家を建設する上に極めて重要な事柄である。農工商の職業に勤勉することは、食糧の自給を圖ること等しく、たとへ、その状態がどんなであつたとしても、國家をして飢餓の怖ろしい悲惨事を知らしめないようにする手段となるであらう。何故なれば、母なる自然は、この災難を防止せしむるために、タイ國に肥沃な地味と豊富な食糧とを授けてくれたのである。われわれの有する海山の幸は、國家再建の事業を更に増進せしめるために、開發され、發掘されることを待ちつつある。

平和を愛好すること、信義にして恩義に感ずること、自己の生命以上に佛教を尊崇すること、言葉と思想とが一致せる國民となることは、牢固たる永遠の基礎の上に、タイ國家を建設することを保證する礎石にも擬へ得る美德である。世界に著名となることを翹望する如何なる國家も、もしもその國家的國民に深く根ざした徳義に缺けてゐるならば、尊敬もしくは稱讃を保ち得ないであらう。この徳義に缺けてゐることが明白となつた

時には、常に謙遜と不人氣の病菌を生ずるに至るものである。故に、かかる國家は、如何なる程度の繁榮もまた永久性も廣らし得ないのである。われわれタイ人は、かかる國家と交はることを欲しない。

われわれは、正義の基礎の上に立ち、更に大なる繁榮と世界の強國の地位に到達する道にわれわれを導き給ふ佛陀の尊い教へに基いて、わが國を建設したいと念願してゐる。

よき生活と服装の眞價を認むること、老幼婦女子を尊敬することは、他國と並行して進み、われわれ方を漸進せしめ得る重要な美德であり、かくて自己の安全と快樂のみを考へて、弱者に對する同情と憐れみを缺いてゐる國民をして、われわれを見下させないようにする要件である。子孫のため蓄財することは、國家再建の事業における最大の資産となる一つの美德である。何故なれば、われわれが自身の子供たちや家族の者たちのために働く場合に、單にその日の仕事を成就するといふだけではなく、より大なる熱心と熱情とをもつて仕事に従事し、具體的な永欠性のある成果を生ぜしめ得るからである。

これらの異つた美德は、われわれの道義となつてゐる佛陀の教へと並行して、われわれの國家再建といふ事業を始める上に最も重要な基礎を構成するものである。

タイ人が自己の生命以上に國家を愛すること、タイ人がよき戰士であること、タイ人は友に對しては善良であるが敵には侮

られないこと、タイ人が相互の言行に協力し指導者に服従すること——これら四つ的美徳は、タイ國家の貴重な生命を保護する要素である。國家を自己の生命以上に愛することは、他國に對する最劣で盲目的な愛と、自己を忘却することを防止する方法である。よき戰士たることは、われわれが國家の英雄的記録に別章を加へ得ることを誇りとするのである。たとへ兵數においては優勢であらうとも敵を怖れず、寧ろかくかくの勇敢なる行爲をなしたことを誇ることもある。友に對しては善良なるも、敵に侮られないことは、われわれに同族の友だちを有せしめ、彼らにわれわれを同情せしめ、理解せしめることである。相互に協力し指導者に服従することは、國家の保全と安定とを高め、階級の高い者と年長者に對して尊敬を拂ふことを鼓吹す

## 泰國の戰時生活と衣料問題

### 最大隘路は何か

タイ國務副大臣ソンプットシリィ氏は去る五月一日より實施された衣料切符制の發令に際して、同制度採用の已むなき事

物資の不足窮乏は敵味方を問はず、交戦國共通の悩みであるこれは戦争が與へる必然の課税である。たゞ最も不足する物資が何物であるかが、交戦國各自によつて異なるのであるが、それがタイ國の場合衣料資源に現はれてゐる。參戰後二ヶ年、比較的物資豊富のタイ國でも漸くその不足が深刻になり、本年初め頃から諸新聞の社説等において眞剣に論議されるやうになつたが、その物資不足の最大なるものとして、いつも衣料資源が指摘されてゐる。この論調は本年に入つてからは初期に屬するものであつたが、三、四月頃から衣料切符制の實施された五月頃に至るまで、衣料問題を主題とする論議が盛んに行はれ、延いて、衣料問題の痛と目される閣取引に對する非難の聲が聳々として起つた。いまこれらの二、三の例を引用して、輿論の跡を検討してみよう。即ちその前期に屬する代表的論説として、次の如きニコーン紙の社説がある。

今やタイ國が參戰して二年餘を経たが、現在タイ國民が體驗しつつある食糧及び其他の必需品の缺亡は、今後時の経過につれて益々これが増大するものと見られる。かゝる事態は國の大小を問はず、戰爭に捲込まれた何れの國においても豫想されるもので、これに適應する方法手段を講ずることが絕對に必要である。

種々の観測が行はれてゐても、戰爭が何時終熄するかは何人もいへども豫知出来ないことであつて、われわれとしてはこ

る手段となるものである。

われわれの活動の凡ゆるる部面において、同時に而も統一された行動をとることによつて、われわれは、相互に有無相通する愛情と友情とを世界に實證するであらう。互助精神に富んでゐる團體および黨派はいづれも、確乎たる永久的基礎の上に自己を確立するであらう。

故にウイラタムは、自由の愛好者にして、豫ねてタイを世界の強國の地位に到達せしめんとする念願を懐いてゐるタイ人の心に深く根ざした道義である。ウイラタムの原則を尊敬し、嚴格に墨守することは、國家の願望を成就することを助長せしめる別個の方法である。

### 後藤清太郎

情を述べて聲明を發し、國民に訴へる所あつたが、その中で戰時下の國民生活上、タイ國の最大隘路は衣料資源であり、それから見れば食料問題等は二の次で、どんなにしても此の隘路は克服しなければならぬといふ意味の事を言つてゐる。

これらの臆説には關知せず、ひたすらわれらの標語「油斷大敵」を操守するに如かずである。たゞ一刻でも今年末か來年に戰爭が終熄するが如き樂觀を持つてはならない。觀争は永久無限に續くと觀念すべきである。若しこの觀念が國內全般に瀾漫したならば、全タイ人を擧げて、國難を打開すべく各自努力を惜まないであらう。さすれば最後の勝利はおのづから期して待つべきである。

われらは戰時における節約こそ刻下の最重要問題としてタイ國民がこれに關心を持つことを望む者であり、戰爭の繼續する限り、それを戦ひ抜く可能手段の一は節約であることを信ずるものである。

初め東亞において戰端開かれるや、タイ國政府は全官吏、全國民に對して、食糧品及び其他の必需物資、とりわけ紙と衣料物資に對する消費節約の實行に特別の注意を拂ふべく要求した。政府のこの要求は官民ともに自發的の支持を受け、結果は最高度に満足すべきものであつた。何となれば國民は直ちに事態の重大性を認識し、これに即應すべき態勢を整へたからである。さりながら苛烈なる現時局に處する切角の覺悟も決意も、その後物價の騰貴と諸物資の缺亡の増勢にも拘らず、例の樂觀氣分に禍ひされて次第に弛緩しつつある。

今次戰爭における一部交戦國にあつては、法令を發して食糧及び必需物資の消費節約を國民に強制し、違反者に對して嚴

刑をもつてこれに臨んでゐる。われら惟ふに、今やわがタイ國に於てもこの種の強制手段を講じ、その所有者の名士富豪たると貧民たるを問はず、重要物資の浪費はこれを禁止すべく、時機はすでに到つてゐる。而して紙類、食糧品、衣料の如き重要物資は嚴重なる統制下に置き、濫費を禁止すべきである。

このまゝ嚴重且つ効果的の統制が行はれなければ、これらの物資、食糧は無益に浪費されて、戦争の終結前在荷は枯渇し貧困者は愈々貧窮の度を増して救ひ難きに至るであらう。更に一つ戦時下の危局に臨み、衆庶の注意を喚起したきは、現行習俗の打破である。あらゆる習慣に對して劃一的の規律を定め、時局の要請に應じて特殊の創意工夫を施すことである。例へば現在許されてゐる結婚、葬儀以外の會合にも制服着用を許す等の考慮である。

若しタイ國民を擧げて現事態に即應するやう協力を續け、手段を講ずるならば、それは即ち國家指導者の負擔を軽減することであり、國家繁榮への大道を補強するものである。

右の論説においては、衣料を以て食糧、紙類と共に最大重要資源として列記し、その消費節約を國民に求めてゐるが、その後問もなく問題は單一衣料資源に集中され、これへの對策を政府に求める聲が大となつた。左のタイ・ラート紙社説はその代表的なるものである。

これと同様の制限を斷行するにおいては、個人の利潤のみを追ふ一部利己主義者以外は、一人として斯かる問題で苦しむ者は無くなるであらう。而してこれら衣料販賣の違反及び賣惜しみに對しては嚴罰を附し、賣國奴に對すると同様假借なく處罰すべきである。何となれば、利己的行爲はそれだけ國民を不幸に陥れる原因となるからである。

故にわれらは政府が速かにこの問題を解決すべき對策を講じて現在の難局を脱し、國民をして安堵、満足せしめんことを希求して歎まざるものである。

右の一文に於ても衣料問題に對するタイ國民の惱みのほどがわかる。

抑々タイ國が特に衣料資源に於て斯かる難關に逢着したのは戦前までこれらの物資を悉く海外輸入に依存してゐた結果であることは、今更指摘するまでもない。素より我が日本からも引續いて衣料資源の供給は行はれ、タイ國自身でも國內製産に努力してゐるが、それだけでは未だ國內需要を充たすには至らなない。これはたとひタイ國が假に参戰しなかつたとしても當然起つた問題で、むしろ参戰しなかつたら、今日ほど我國の援助を期待し得なかつたとも觀られ、むしろ事態は更に悪るかつたのではないかと推測される。

タイ國政府は右の事態に即應すべく、今日まで總ゆる努力を拂つた。その効果も亦見るべきものがある。今日までその施こ

現在における布帛類の缺亡は、タイ國政府及び國民の最も憂懼する問題である。政府はこの難局を克服すべく、棉花栽培を國民に奨励し、或ひは時に強制するの緊急措置を講ずるなど鋭意その對策に腐心しつゝある。

或種の人々は災害豫備として出来るだけ多量の衣類を買ひあさり之を貯藏してゐるが、斯かる行爲が品不足に拍車を掛け價格の暴騰を招来しつゝある抑々の原因を成してゐる。彼等が買溜めする動機には大別二種類あつて、一は自家消費用である、一は賣却目的である。

布帛類の缺亡は實に重大問題である。特に日々これが騰貴し遂に今日では富裕階級ならざる普通人の殆んど買入れることが出来ないほど記録的暴騰を見るに至つて然りである。これが騰貴の原因、更にこの上の騰貴を豫想する賣惜しみに卸賣の退蔵が一部の間に於ける結果品不足を生じたが故である。上衣、ズボン用の普通品價格は現在一メートル一八・二〇バツトであるが、洋服一着作るには少くとも五、六メートルを要するし、それに仕立代およそ二五バツトを要する。僅かな収入しかない普通人が斯かる高價な洋服を調へることが果して可能であらうか。

他國に於ては既に全商店に對し、ネクタイ、靴下、その他身の廻り品の各種にわたり販賣量に制限を加へ、當局の許可なしに販賣することを嚴禁してゐる。若しこの際タイ國政府も

された政策の跡を見ると、大體左の四種類を擧げることが出来る。

- 一、衣料の強力統制
- 二、國內新製産及増産
- 三、既製衣類の廉價支給
- 四、關取引の彈壓

### 衣料の強力統制

タイ國では開戦以來衣料物資は重要物資統制委員會、價格統制委員會等に於て他の重要物資と共に取扱はれてゐるが、衣料物資のみ切り離してこれに強力なる統制を加へたのは、つい最近のことである。

その統制の先行準備として行はれたのは、バーンコーク・トングリー特別市に實施された衣料の市外持出し禁止である。同禁止令は同市代行政委員チュライノヤン少將の名で布告されたもので、絹及び着用品を除く一切の布帛類に對し、本年三月三十一日以降市外持出しを禁じたものである。

これに續いて政府は四月十日附内務、商業兩省の連名を以て國産並に輸入の布地、衣類に對し左記二十品目にわたつて統制令を公布した。これによれば新に指定された諸品の在荷は申告を要し、その移動に際しては當局の許可を受ける義務があり、四月三十日以後の新在荷は三日以内に申告を要することゝな



つた。

風シャツ地、白ハンケチ地、白シャツ地、染色シャツ地（カラタンを含む）綾織木綿類（ドリル、トウシル、ジェーン）綿及び組織ベツドクロス、腰布地、つや出しバライ、手拭綿毛布、人絹、染色ジョーゼット、染色及び捺染麻織クレープ、同平織クレープ、染色及び捺染麻織、絹織交織、スフ、染色サージ、染色麻布、染色絹布

この内風色シャツ地、白麻ハンケチ地、同シャツ地、染色シャツ地、捺染シャツ地（カラタンを含む）綾織木綿類、綿組織ベツドクロス、つや出しバライで製した衣類左の十三品目が統制範圍に入れられた。

ズボン、襟附ワイシャツ・男女下着（ニツカー、ズボン下）上着、ブラウス、肌衣、カミソール（婦人用ジャケツの一種）シャツ、フロック、シユミーズ、スカート類、ベテイコートハンケチ

而して右統制は消費者の場合八十メートル以上、商人の場合一メートル以上の布地の在荷に對して適用される。更に商人に對しては、前記衣類の一着分たりとも統制下に置かれ消費者に對しては、新購入に際し左記の場合その量のみを申告する義務を課してゐる。

ズボン二着以上、襟附ワイシャツ三着以上、男女下着六着以上、上着二着以上、ブラウス六着以上、肌着六着以上、カミ

一一

ソール六着以上、長袖シャツ三着以上、短袖シャツ二着以上、フロック二着以上、シユミーズ二着以上、スカート類二着以上、ベテイコート四着以上、ハンケチ十二枚以上、腰布四枚以上

右の統制令公布と前後して、重要物資統制委員會は四月十一日附を以て織物業者に對し卸賣、小賣一切にわたり一時休業の命令を發し、爾後生地、衣類を販賣せんとする者は五月一日より同十五日までの期間に商業省賣統制局に出願しなければならぬことになつた。即ち衣料商の開業を許可制としたのである。これらの強力なる衣料統制を前提として、五月一日よりタイ國としては劃期的の衣料切符制が實施された。この衣料切符制は我國のそれと比較してかなりの相違がある。内容は左の如きものである。

衣料點數表

長ズボン	一〇點	短ズボン	六點
男女下着類(ニツカー、ズボン下)	四點		
上着	一二點	ブラウス	六點
シングレット	六點	カミソール	四點
長袖シャツ	一〇點	短袖シャツ	八點
フロック	一四點	シユミーズ	八點
スカート類	四點	腰布	四點
タオル	四點		

男子用ハンケチ(一枚) 一點  
女子用ハンケチ(三枚) 一點  
毛布(綿) 六點  
生地 三六インチ幅以下一メートルに付 四點  
同 三六インチ幅以上一メートルに付 六點  
右の基準點數は綿布及び全綿布製の衣類に對して適用され、全綿布製ならざる衣類は各々前表點數の半分である。

衣料切符は一家族に對し二四點づゝの割當で、通用期間六月、十一月から更新され、新切符が發行される。それまでは如何なる事か起らうとも必ず有効とされてゐる。切符は市郡役所を通じて各家庭に配給された。

衣料切符採用發表と共に、當時の商業副大臣ソンプットンリー氏は左の如き聲明を發した。

戰爭禍中に入つた各國は、多少に拘らず齊しく食糧、物資の缺乏を訴へてゐるが、我がタイ國は他の交戦國に比しこの點では恵まれて居り、豊富なる食糧は國民を養ふに足り、剩へ他國に對して補給さへ與へてゐる。しかしタイ國の最大なる悩みは、衣料資源のごとき専ら外國からの輸入に求めてゐた品の缺乏である。その爲めこの品は製産者からの製品として、商人からの商品としての要求との二重の原因によつて異常なる高價を呼び、國民、就中收入の固定してゐる階級において尋常ならざる困窮の原因となつた。

國民の安寧福祉を望む政府としては、何等かの對策を講ぜざるを得ないところであつて、即ち政府が今回各種衣料及びその原料に對して統制を試み、以て國民大衆が適正價格でこれを手し得る方法を講じたのであり、四月三十日まで衣料を所藏する者に對して申告を求め、一方國民全般のためにクーポン式による衣料券發行を企圖したものである。

即ちこの聲明によれば、衣料切符制の採用は物價政策を主眼に行はれたものゝ如くであるが、根本の理由は我國のそれと彼我相違するものではない。

この一方衣料原料たる棉及び棉種子に對しての統制が加へられてゐる。これは去る三月商業省、内務省連名のもとになされたもので、施行區域はバンコク特別市及びスコタイ、ウタラディット、ピサヌローク、ピチット、ベチャブリン、ナコンサワン、ロブプリー、サラブリー、カンチャナブリー、ナコンパトム、ラトブリー、ベチャブリー、ナコンラーチャシマーロイエツト、マハサラカム、コンカイ、ウドン、ノンカイ、サコンナコン、ナコンノム、ローエイ、ランチャングの諸地方である。

これら諸地方の地方廳は政府の統制を援助するが、統制の要旨は、棉の生産品と貯藏場所とを登録し、棉及棉種子の賣買、消費、移動並に一部地方からの輸送を禁止したものである、棉價の最高價格も指定された。

一一

この棉及び棉種子統制は、國內衣料生産上の緊迫せる必要と退蔵防止から止むを得ざる措置であることが兩省から表明された。

### 衣料の新製産と増産

この問題は衣料原料の棉花栽培と紡績織布工業の擴張に歸する。その兩者に對するタイ國政府の擴張政策については、本誌に於て屢々取扱はれた處であるから、重複を避けるが、最近の増産奨励策について二、三の實例を挙げればタイに於ける棉作中心地ともいふべきスワンカローク地方に於ける「棉の日」の設定など異彩あるものである。本年初頭頃スワンカロークの地方協議會に「棉の日」の設定が議決され、これと同時に同地方の婦人棉花栽培者に「棉の花」の讃稱を呈することが申し合はされた。この「棉の日」の第一回祭典は去る七月十四日舉行された筈であるが、これは棉花栽培擴張に功勞のあつたビロン前首相の誕生日に當るからであつた。當日の催物としては「棉の花」の栽培競争と一般農民の移植競争などが行はれる豫定であつた。

ビロンコークでは亦棉作競技會を催し、その賞金二千バーツを政府から支給を受けた。

これらの實例に見ても、地方の各棉作地を通じて棉花栽培熱が旺盛を極めてゐる事情が看取される。

### 其他の問題

特殊棉種の栽培が實施に移されるには尙ほ相當の期間があらう。政府は國內の衣料饑饉を幾分でも緩和すべく、且つ薄給者に對する社會政策上既製洋服類の大量廉賣を時々行つてゐる。これは商業省の企畫に基くもので、官吏専用のカーキ色制服と勞務者専用の深青色制服である。また農民に對する配給計畫も樹てられてゐるが、これが實施に當つて十萬着に及ぶ洋服の大量生産が企圖され、十組の裁縫師團を動員してこれに當り、タイ國として近來珍らしき大規模の計畫であつた。

關取引横行は交戰國共通の悩みであるが、タイ戰の場合では衣料取引の奸商が特にその悩みを深刻にしてゐる。隨つて政府のこれに對する彈壓も峻烈を極めてゐる。しかしそれも犯罪の性質上これが檢擧に至難なので最近では賞金による摘發方法が採用され、これが資金として政府は五十萬バーツの豫算を計上した。政府のみならず、國軍最高統帥部でも國家の安寧確保の見地よりこれが彈壓に参加してゐる。即ち去る三月三十一日附の「不當賣買に關する件」軍布告は衣料關係の業者を對象として發せられたもので、内容頗る峻烈を極めてゐる。布告文は左の通りである。

#### 不當賣買に關する件

戰時を利用して私利を營み、同胞の膏血を絞るが如き無慈悲

政府の棉作擴張策は一面に重點主義を採用してゐる。即ち一部の棉作地に特に力點を置いて、試験的増産を試みる方法であるが、昨年度においてこれが大成功を収め、本年度に於て更に多數の有望耕區に對してこれを實施しつゝあるが、その結果は大いに顧るべきものがあらうと、今日では期待されてゐる。また工業部門においては、その大綱に於てはこれも重複を避けるが、最近の情報によると、同國において從來大規模の下に擴張されて來た織布事業は、主として一般の自給自足を目標とし、婦人用の美服地は第二とされ、隨つて生産されてゐたものは厚地のものばかりであつた處、最近にはこの方面にも政府の新たな注意が向けられることとなつたのは、色々の意味で興味ある問題である。これに對しワイチアン農業副大臣は次のやうに語つてゐる。

元來婦人用美服地は特殊の棉纖維と製織機を要するもので、政府は最近スコータイのクロングタン地方の試験所においてこの種の特殊棉種の栽培を實施した結果好成績を得たので、やがては市場に賣出すことにならう。

この特殊棉種の大規模の栽培は、多量の水分と廣汎にわたる灌漑設備を要するので、この特殊棉種の好適地たるスワンカローリ一帶の地方に灌漑工事を起すべく目下測量中である。スコータイ移民團の近くにも、これが爲め一〇〇、〇〇〇ラーイの土地を用意してゐる。しかし灌漑工事に手間取るので、

なる行爲を敢てする一部の徒輩の背徳行爲を默認する時は、戰時國家に對して重大惡影響を及ぼし、延いては民心の動搖を起し、戰爭遂行上一大障害たらん。

國家の支柱たる國民の利益を無視して行はれる斯かる私利行爲に對しては、軍當局はこれを國家の平和秩序を攪亂し、國家の安寧を危殆に陥るゝものと認む。

警察は軍最高統帥部の命によつて與へられたる權限によつて斯かる徒輩を逮捕し、戰時中之を法律遵守の良民たらしむべく人格教育を施さんとす。

茲に於て不當價格によつて商品を賣る利己主義者に對し警告を發するものにして、それにも拘らず尙ほ非違を改めざるものは、公論に訴へて嚴重これを處断せんとす。

一方一般人民は軍の意のある所を察知し、軍當局に協力し、かゝる敵性分子よりは適正價格又は公定價格以上の價格を以て商品の購求を絶對に拒否することによつて、その非行を抑制することに努むべし。

これによつても衣料問題に對し如何にタイ國首腦部が眞劍であるかが察知出来るのである。(完)

# 戦時下タイの平和貿易と實業界

——一九四二年八月より一九四三年八月に至る——

タイ國 ナイ・チュアン・カチャナナガ

## 經濟活動

戰爭の影響は引續いてタイ國の實業界に、延いては經濟活動の全線にわたつて、陰翳を投じてゐる。

この全期間を通觀するに、タイの經濟生活に於ける主たる障害は一般實用品の奔騰にある。生活必需品を含む全商品の騰貴は重大性を有つものであつて、輸入食糧に於ては全體にわたる開戦以來一七〇%の騰貴、同時に輸入雜貨三九〇%の騰貴、國產雜貨二二〇%の騰貴に及んでゐる。斯かる高率の物價騰貴を招來した原因に就ては、一部は世界共通の隆路に基くものであり、一部はタイ独自の隆路に因るものである。

輸送と分配の問題に關して、石油の供給制限が割當、一部工業の再編成等數多の問題を生んでゐる。船舶事情や輸出免許等による諸障害から海外よりの輸入が多少困難且つ不確實になり

一方戰爭災害、運賃の増加が不安状態を生んでゐるのが、今日の實情である。商品は輸入方面に於て殆んど全面的に騰貴の傾向にある。

しかし實業界における支配的意見は樂觀的であり、「メイド・イン・タイランド」の標語によつて表現される國是も定められてゐる。

## 輸出品

輸出品は昨年同期に比して約五〇%方減少した。タイの輸出量の減少は、主として日本の日タイ航路の大縮小によるものでこれは當然日タイ貿易の縮減となつた。

## 輸入品

卸賣

輸入制限が行はれた結果、代理店、卸賣商が多數實業界から影を消したやうに感じられる。しかし事實は必しも然らうではない、國內生産者達は、卸商との接觸の重要性と、原料の消費者と供給者との間に積る溝渠に橋渡しの役目をつとめる卸商の經濟的任務について認識を深めつつある。

當期における貿易情勢としては大體満足と看做すべきもので煙草類の賣上は増加し、織物類の賣上は豫期されたよりは好調であつた。贅澤品の賣上については若干落調を示してゐる。

## 小賣

概觀的には小賣は順調であつた。前年同期に比して殆んど全部に近く賣上高は上昇してゐる。但し贅澤品類に於ては微減してゐる。

## 價格統制

卸賣、小賣とに或種の物品について、政府によつて價格統制が行はれたが、統制は圓滑に行き、概して大なる不平の因たるべきものは生じなかつた。大抵の場合商人の當局に對する陳情が取上げられて、統制價格は引上げられ、引續いてそれは官報又はラジオを通じて告示された。しかし所謂闇取引は依然行はれ、その結果國內市場に於てこの種商品の品薄を告げ、自然價格は公定價よりも遙かに昂騰した。

## 織物類

統計の公表が停止されたので、當期に於ける織物類の輸入について、信憑すべき數字を示すことは出来ないが、たゞ概括的に言へば、前年の後半期に於ては、入荷が豫定通りに行はれず品不足に至ることを見越して、商人の買占めが巨額に上つたが一九四三年の前半期に於ては、貿易額からいへば順調であり、満足すべきものであつた。

一九四三年四月には、トウシル、ドリル、一部の高級ボブリン類をのぞいて下向いた。これは政府の政策によるものであつた。勿論五月六月中は商人の思惑が非常に行はれ、多量の在荷が商人に抑へられたため、一般財界は非常に靜温であり、何事も起らなかつたにも拘らず金融逼迫を告げた。

## 衣類

政府の文化運動は婦人服の新様式を要求し、その結果は裁縫商は大多忙を極め、一年を通じてその大部分は時間外に働いた夏季の終りには同様冬服の準備に亦多忙を極めた。

## 金屬及建築資材其他

全期を通じて商人の在庫品は減少の一途を辿つた。金屬類例へば鋼鐵、ナマコ板、ブリキ、鍍金針金、刺附針金、鋼板等日

本其他からの自由供給金は事實上休止されてゐる。日本政府は輸出品に統制を加へ、全生産品を擧げて、政府を軍事目的に振向けて居り、タイからの特別要求に對して、時々供給してゐる。以上の品の輸出は許可制を以て極度の制限下に行はれてゐる。建築資材の需要は非常に大であつて、これが取引は尙ほ繼續されて居り、殊にセメント、マイル、鋼材、石綿板、壓延金屬の取引が盛んである。

### 塗料、油脂

パインコークに於ける塗料の需要は當期に於て記録的水準に達した。これは建築事業、特に政府の營繕工事が盛んだつた爲めと、支那から來る塗料が激減したためで、支那からの供給は日本がこれに代つた。

タイ國內にも塗料工場が最近設立されたが、これは消費者に對して非常な便益を與へてゐる。

全般的には、輸入業者は日本から塗料を得てはゐるが、これには非常な困難を伴ふ。市場は日本産の油脂の輸入量を増加しつゝある。ワニス亦た同様である。

### 靴類

全體としては靴類の取引は當期に於て非常に活潑に行はれた生産面に於ては労働力の増加が雇傭に好條件を與へ、特に軍製

約に基き割當が多かつた。國內生産は高級品の需要に應ずべく大成功を示し、特に婦人靴の流行型に對して然りであつた。

### 菓子類

日本からの輸入菓子類は一般民衆に大好評を博しつゝあるが將來輸入増加の兆を示してゐる。

### 百貨店

主要百貨店からの報告によると、當期に於ける小賣品需給の均衡を得るには多量の商品が必要としたとある。百貨店では陶器、双物、硝子製品が最も需要が多かつたと言つてゐる。何しろ百貨店の取扱ふ品種は多いので、或る品種において品薄を生ずるのは當然の理である。しかしこれは當期に於ける百貨店の輝かしき業績を記録する爲めに障害となるものではない。

### アルミニウム器具類

輸入商の言によれば、これまでは良かつたが、今では補給の困難から需要に應ずることが出来ないといふ。

### 製造工業

マカローニ類の製造を試みる會社がタイにも出現した。また一方には羊皮紙の電燈笠をつくる會社、自動車タイヤの

必要量だけ物資を確保すべく最善を盡しつゝある。

### 一般生産

一九四二年の後半期は全生産市場は不活潑であつて、殆んど全生産物にわたつて大取引はなかつた。價格も殆んど全品大下落してゐる。この下落は同年末まで續いてゐる。これらの品の大部分は輸入量を多量減じてゐる。それは船舶事情の逼迫に基くものである。

## タイの國王貿易獨占を論ず

根 岸 國 孝

タイの經濟史は從來歐羅巴との交渉を主として考察せられ、従つてアユタヤ王朝の宮廷貿易、バンコーク王朝の自由貿易がその中心問題として論ぜられる。

しかしこの二問題も未だ充分に論及されたとは稱し難いのであるが、前者に就いては我が國ではすでに通説が出来上つて居る。即ち、それによるとタイの國王貿易獨占制は十七世紀の中頃アラサト・トーン王が創めたものであり、それは歐羅巴帝國

主義の魔手よりタイの獨占を護つた功があるが、他方タイ國民の商業的進出を阻止し、且つ農民の負擔を増加し、又、國王と結び付いた華僑をしてタイ國經濟の實權を握らせるに至つたといふのである。

タイ國經濟史に就いて論じた僅かの邦文文献(郡可喜一氏・十七世紀に於ける日泰關係、松尾弘氏・暹羅國民經濟の特徴、吉田榮太郎氏・タイ國經濟の歴史的考察)日本タイ協會會報廿

五、廿六、廿七號、奥村鐵雄氏・タイ國經濟の史的考察に眼を投ずれば、以上の主張の全部又は一部を容易に見出すことが出来やう。しかし通説は必ずしも充分なる論據の上に立つて居るものとは限らない。又通説が事實とすれば、國王貿易制のタイ民族に及ぼした影響は甚大であるから、いくら論じても論じすぎることはない。されば我々の論文の目的とするところは比較制度的方法をいさゝか用ひることによつてこの通説を吟味するにある。それがいさゝかなりと通説を修正し、タイ國經濟史研究に貢献するところがあれば望外の幸である。

### 第一節 アジア的貿易制度とタイ國王

古代埃及、バビロン、アッシリヤ等の諸國に於いては貿易は輸出入とも國王の獨占到屬して居た。東亞の貿易は支那の制を以て範とする。古來朝貢は租税と貿易とを兼ねたものであり、地方よりの特産物は皇帝の九の倉庫に收められ、貢納に伴ひ宮廷と地方との間に貨物の交換が行はれる。外國貿易を觀念上、天子と地方との關係に準じ、朝貢に對しては天子より追禮あり附帶貨物は公然若くは默許により交易されたのである。タイの國王貿易の組織が如何なるものであるかを知る前に、こゝに支那貿易制度を概観して參考とせしやう。宋の貿易制度は概ね市舶條例によつて知り得る。外國より來れる貿易船は市舶司に於いて臨檢し、抽解する。抽解と云ふのは輸入税であり、

大體十分の一を抜き取り、中央に上供するの意味である。次に輸入貨物の若干品用は禁權される。禁權とは政府專賣のことであつて、權易院若くは權貨務なる機關が京師に置かれ、國王の指定した獨占品がにに納められ、又こゝより獨占的に出賣せられた。若し政府獨占品を善客即ち外國人と直接貿易する者があれば、曠と面配<sup>三</sup>海島<sup>二</sup>の刑に處せられる。(宋曾奕)更に禁權の外に、國家は先買權を行使する。即ち國家は舶貨中轉賣に有利だと思ふ品を選んで、その半を收買し、後に人民に賣却したのである。

市舶司が禁權及び收買に用ひた所謂官本は金銀、緞、鉛錫、雜色吊精、磁器などであつた。

外國貿易による宋の政府の收入は權易院を設けた頃には年三十萬緡、間もなく五十萬緡に増加し、南宋時代にはその收利年二百萬に達したと云ふ。(桑原氏、蒲壽庚の事蹟)

元に至ると貿易政策は一層積極的になり、海外貿易の利權を中央政府に專占すると同時に、國家が自ら資本家となつて貿易にコンメンダの制を行つた。即ち元史食貨志に

官自具船給本。選り人入番貿易諸貨。其所獲之息。以十分爲率。官取其七。所易人得其三。

とある。正に資本主義以前に於ける國家資本主義と謂ふべきである。

明になると従来の制度も採用しては居るがその精神が異り、

甚だしく形式主義的で貿易は必ず入貢の形式を採り、極めて消極的になつて、諸蕃入貢は貿易の收入を目的としたのだが天子の面子を保つために許して居たのかと疑ひたくなる程であつた。禁權、收買は鈔、錢、絹で行はれた。これ等の給價を以て、外國人は京師の合同館或は市舶司で官許牙行を通じて支那の貨物を買入れたのである。

清に至つて貿易は國營より特許制に代り、一七〇二年欽定商人に外國貿易獨占の特許を與へ、更に牙人ギルドに外國貿易の獨占仲介の特許を與へた。有名な廣東十三洋行がこれである。我が長崎の居留地貿易も大體清朝の制度と同じである。

外國人の支那に來つて貿易する者は唐時代より、開港地の一角に居住するを許された。之を蕃坊と名づけ、蕃長たるものを任命して蕃人のことを取締らしめ、原則として治外法權を認め同民族間の裁判は同民族の法官によつて、本國法に準據して處分せしめた。

要之、支那の貿易制度は原則として國家自ら營み、宮廷の必要としない物、轉賣に有利でない物のみを私人の自由恣賣に委せた。後、ブローカー制度發達するや、國營の手續を省き貿易による國庫の收入を安定せしめんとして牙行の貿易獨占を特許したと云へやう。

東亞諸國に於いても支那と同じく貿易は原則として國營であつた。しからはタイに於いてはどうであつたか。

アユタヤ王朝がスコタイにとり代つた原因の一は、その首都がメナム河の咽喉を扼して居たことにある。明代史料を見るに暹羅に對しては冊封の儀が行はれて居た。その形式は明朝のことであるから勿論入貢であり、洪武二十七年「失是、上以海外諸夷多詐絕其往來唯琉球・眞臘・暹羅許入貢」とあり高麗・琉球に次いで頻繁に對支貿易をして居たのである。

明時代暹羅國よりの進貢物は象牙・藤黃・白豆蔻・胡椒・大楓子等であり、それに對する頒賜は織金紗・羅・文綺である。進貢物の外に所謂附搭貨がある。琉球の場合には附搭貨を全部官收買したが、暹羅に對してはその中若干を官が收買し、殘餘は京師の合同館開市、市舶司所在地の牙行により私易したのである。官收買せる附搭貨の主なるものは象牙・大楓子・白肉豆蔻・乳香・降真香・檀香・紫莖・丁皮・烏木・黃熟香・蘇木胡椒・藤黃の十三種である。

アユタヤ王朝の貿易は支那のみに限らない。歴代寶案所收の琉球暹羅關係文書によると、永樂十七年琉球の使者阿乃佳等漁官三隻に坐駕して暹羅に到つたが、歸國して告げて、所在官司は禮物短少と稱し、裝載の磁器を官買し、又、蘇木を私賣するを禁約して官賣に依らしめた結果損失甚大であつたから、今後禮物を加増すべしと云つた。そこで十八年には加増して往使したが、所在官司は依然として磁器を官買すること更に甚しく損害を加へたといふ。かくて事態重なりぬので、永樂二十二年發船

を停止した。洪熙元年に至り、尙巴志通交を復し、磁器の官買を免じ、蘇木・胡椒等の兩平交易を乞ふて居る。宣德六年にも前年の使者南者結制が所在の管事頭目多く官買を事とし、磁器の内から逐一選抽して遷延日久しく、又貨物價錢を給するに虧刻を加ふと告げ、小事を述べて居る。同七年の咨文に、前年の使者に對し暹羅より琉球國咨文の事理に従ひ、官買を免行し、寛容自ら兩平貿易せしむといへるを謝してゐる。

以上によつて明白な事實は十五世紀の初めに於いてタイ國の貿易は國營であり、輸出入とも原則として官が獨占し、特惠的に自由貿易が許されたといふことである。

その貿易の制度は支那のそれと大差はないと思はれるが、たゞ、支那に於いては輸入品の專賣は行つたが、輸出品の專賣は行はなかつたに對し、アユタヤ王朝ではアン・フリートが、「蘇木・錫・鉛・胡椒等は暹羅の主なる産物であるが、唯官庫より外人に賣られた」といふ事態が王朝の初めより行はれてゐたことは先の蘇木專賣に對する琉球の抗議によつても知られるのである。

郡司氏は「當時（十六・七世紀の意ならん）歐洲其他の外國船が貿易の爲めに續々アユタヤに入港したるために、大藏省は政府の必要とする物品を直接外國船より購入し、又大藏省に保管せらるゝ人民よりの徵稅として納入せられたる現品にして不用なるものを之等外國船に賣却した。是れ即ち宮廷貿易の嚆

なく貿易に従事出来たかどうか知らぬが、官專賣制もアユタヤの地理的位置により同地で行はれ、必ずしも全國的ではなかつたと考へた方がよいかも知れぬ。

次に國王商業獨占はタイ特有の現象でなく、アジア諸國に普遍な現象である計りでなく、アジア諸國に限つたわけでもない何となれば貿易獨占權は封建時代の王侯特權に伴ふ普遍的現象であるからである。例へば中世歐羅巴の商工業を知る重要な資料たる Livre des métiers を見ると、十二・三世紀のフランス國王は王領より巴里に送られて來る葡萄酒を有利に處分するため、國王の葡萄酒販賣期間中は巴里の酒屋に營業を停止させ、全市の葡萄酒呼振人は國王の葡萄酒の呼振に奉仕しなければならなかつた。一時的專賣制といふべきである。魚などに對する先買權は droit de prise と云はれ、魚商組合の宣誓者 *peche* が、御買上品の價格を評價する慣習となつて居た。スペイン産エゴルドゾ皮革の專賣權は國王より一朝臣に讓られてあつたタイ國王は中世王侯の性格を多分に保持して居るので國王商人としての活動が長く廣範圍にわたつて行はれたのである。彼は國內に於ける最大の地主であり、貨幣流通が遅れてゐるので租稅は夫役や物納が原則であるから、文字通り物持ちであつた。地理的關係からそれ等の貨物を首都で處分するために、國王專賣制が他國よりも盛んに行はれたのである。

矢であると云つて居る。(十七世紀に於ける日泰關係) しかし、タイ國の貿易は外國品と人民の納付した地方特産品との物々交換と云ふ如き簡單なものでは始めからなかつた。即ち琉球の使者が「貨物價錢を給するに虧刻を加ふ」と告げたと云ふやうに官買の代價は貨幣を以て支拂はれ、その給價をもつて外國人が彼等の必要とする物品を購入したのである。輸出品も全部が官の獨占では無かつたであらうし、殊に全部が人民よりの徵稅として納入せられたる現品にして、不用なるものではなかつた。「國王(プラサト・トーン王)は各種の商品を悉く強制的に宮廷商館に收納せしむる爲めに金錢を國民に交付せり」と云ふ。Ench Poolvoet の報告の如く、專賣品を人民より買上げることもなかつたであらう。

此の如く觀じれば、アユタヤ王朝の貿易のアジア諸國に比しての特長は官專賣と云ふだけである。アユタヤの都がメナム河の咽喉を扼する港市であるので、租稅や一般物資を集中するに都合がよく、従つて官專賣も行ひ易かつたのであらう。又、官專賣の制度はタイ國の全土に行はれたかどうか疑問である。郡司氏の説を信ずれば、プラサト・トーン王が專賣を行つた時に「從來多數暹羅に集まり來つた印度商人達は、多くテナセリム及メルギイ地方に移住し、彼等は此等の新地方に於て何等の制限、壓迫を受くることなく、自由の天地を開拓した(前出書九四七頁)と云ふ。果して印度商人が右の諸地方で何等の制限

## 第二節 プラサト・トーン王と貿易獨占制度

プラサト・トーン王は邦人、歐羅巴人に極めて評判が悪い。日本人が彼に好意を持つてゐるのは山田長政の暗殺者・王位篡奪者であるからであらう。歐羅巴人は彼が歐羅巴人の命ずる如き「自由」貿易に對抗策を講じた元兇として憎むからであらう。我々は國王貿易獨占を公正に見るためには、長政の横死に眼をつむると同時に、和蘭東印度會社代表者の惡意に満ちた報告を警戒の眼をもつて讀むべきである。

プラサト・トーン王の貿易政策を論ずるには、先づ當時の貿易事情を見なければならぬ。タイと最初に外交・貿易關係に入つた國は勿論ポルトガルである。その領土的・宗教的野心を見抜いたタイ國王は、ポルトガルの競争者と和蘭人に對し各種の便宜を供し、和蘭亦、造船工・大工・湯薬工の需要に應じ、大砲をタイ王に獻上したりして、ポルトガル人を驅逐した。しかるに次いで英吉利人がタイに來るに及び和・英兩國人の競争が行はれたが、タイの貧弱な市場は採算に合はぬことが解り、兩國とも商館を閉じた。

しかるに一六二七年有名な *Ong* が總督として爪哇に歸着してから蘭タイ關係は好轉した。*Ong* の主義は東印度會社は和蘭政府より東洋貿易の獨占權を與へられては居るが、會社以外

の自由商人にも會社の商賣に支障なき限り商業活動を許さうと云ふ自由思想であつたからタイとの友好關係が結ばれた。Oceaniaに代つて總督となつた Brienart は前者とは反対に獨占貿易を主義とし有名なスホーテンと云ふ有能な社員を代表としてアユタヤに發遣した。スホーテンは一六三三年アユタヤに着くとタイ王と契約して一ヶ年間獸皮の獨占買取權を得、翌年よりアユタヤに再び商館を建設し、その規模は極めて大なる永久的なものであり、一六三六年歸國する迄、和蘭會社の貿易は最も繁榮を極めたのである。

プラサト・トーン王即位當時タイと和蘭の關係が極めて圓滑に行はれたのは、王の地位が全く孤立し、唯一の友邦が和蘭のみであり、和蘭も交タイ王を助けてポルトガル及びカンボヂャに對抗せんとして居たからである。

スホーテンのタイを去つて後も、一六五〇年頃までは兩國の關係は大體良好であつた。しかし、ウツドに従へば、プラサト・トーン王は「パタニー叛亂(一六三六年)」に就て和蘭の援助を表面満足したるが如く装うたが、次第に和蘭に對する好感は薄らいだ。といふ。又スホーテン在任中、タイを訪れた Verelstede も和蘭のタイ貿易が幾分下火になつたと云つて居るのを見れば、プラサト・トーン王と東印度會社の關係は一六三六年前後から變化したと考へてよい。

この變化は何處から來たか。謂ふ迄もなく和蘭人のタイ國貿

易及び海上輸送の獨占に對するタイ國王の警戒である。歐羅巴船が東洋に出現するや回教徒の勢力は失墜する。回教徒はそれ迄印度洋を支配して居たが、彼等の貧弱な船では支那海の波に堪へず、東洋貿易には支那船を利用して居たのである。しかるにポルトガル・西班牙、更に和蘭・イギリスが現れると支那船琉球船も驅逐されて仕舞ふ。かくて海上輸送は自ら英・蘭の獨占となり、タイの場合では和蘭の獨占となるのである。

その上、先に述べた如く Brienart が Oceania に代つて總督となつてからは私商人の貿易を認めず、タイの貿易は東印度會社が獨占せんとしたのである。タイ王として自國の輸出入が次第に東印度會社に獨占されて行き、對第三國貿易の輸送迄も會社に頼らねばならない状態を不安なしに見て居られる筈はない。ポルトガルとの争がすみ、日本人は驅逐され、パタニーが屈服し、プラサト・トーン王の地位が安固となるや和蘭の獨占的勢力への對抗策を考へるのは極めて自然のことである。

ファン・フリート等和蘭人の記録が一六三六年以後、プラサト・トーン王を攻撃して居るのはこの間の事情を反映する事を念頭に置かずに資料とすることは非常に危険である。即ちファン・フリートは國王の誤れる政策の結果タイ王が王位を棄退したと云ふが、その説く如くプラサト・トーン王が王位を棄退・ポルトガルとの鬭争、パタニーの反亂、穀物輸出制限、貪婪の結果外國貿易が非常に衰へたと云ふならば、それは治世の初めの

ことであるから、スホーテン時代和蘭のタイ貿易が繁榮した事實と一致せぬ。又スホーテン程の人物(和蘭式にチャツカリした)が當時のタイ貿易を餘程有望と見なければ莊麗を極めた商館を建造する筈もない。従つてこの記録は眉唾ものであらう。その上、掲げて居る原因の大部分は國王の政策に歸すべきでない對外關係である。穀物輸出制限の如きは、資本主義以前の諸國では通常のでも行ふのであるから、内外多端で自己の地位が不安であつたタイ王として國民生活安定のために、輸出を制限するの當然の措置である。従つてファン・フリートの攻撃は當つて居ないのである。

これに反し、一六三六年 Enoch Poelvoet がプラサト・トーン王は過古二回に亘り軍を率ゐて北上した爲めに、今や財政逼迫し、爲めに貿易獨占によりその缺損を補填せんとして居りそのため東印度會社の營業は不振となつたと報告して居るのにはるかに眞實に近いものと考へなくてはならぬ。即ち國王は獨占に對して獨占を以て對抗せんとし、アユタヤ王朝傳統の國王貿易獨占權を行使せんとしたのである。

これ等の和蘭人の記録を綜合してプラサト・トーン王の貿易獨占方法を見ると次の如くである。

從來タイ國輸出品は會社の言ひ値で買ひたゝかれて居た。それと云ふのが、輸出の統制が行はれて居ない上に、タイ國自身では輸出品を運漕することが出来なかつたのに對し、買手の側

には競争が無かつた。又輸入も海上を支配する東印度會社に握られて居た。従つて輸出入品の價格決定權は會社にあつた。しかるに國王は獨占品目を定め、それ等商品を強制的に宮廷商館に買取り、個人の私貿易を禁じた。而してその獨占品なるものは獸皮・米・木材・椰子油・ガムラック・ベンジャミン、其他會社の取引の大部分を構成する商品であつた。宮廷商館員はその定めた價格でこれ等獸皮等を會社に賣付けやうと交渉した。しかし會社の代表者は殊更にこれを拒否することが多かつた。それは「結局タイ人は自ら日本に獸皮を輸送し得ざるを以て一、二年辛抱して取引を中止し、時機を待つを賢明と」考へたからである。宮廷側でも心得て、取引の時期を選んだ。それは外國船は出入ともに貿易風を利用しなければならぬので、出航の時期になれば手持品を安價でも止むを得ず手放し、タイ物産は高くとも買取らなければならぬからであつた。しかし最も根本的な問題はタイ國自身の貿易船を持つことによつて和蘭の中間搾取を避けることだと國王は考へ、自ら日本貿易を實行せんとし各種のタイ國産物を積んだジャンク三艘を日本に發送せしめたから、和蘭船の日本行きを中止せよとファン・フリートに申出たことがある。ファン・フリートの國王に對する恨は非常なもので「和蘭の蒙つた不名譽は武力によりて洗ひ去るにあらざれば功なし」と云つてある。國內商業も亦國王にとつて重要な収入源であり、國內各地に國王自身の商業事務所を設置したとい

### 第三節 國王貿易獨占に對する通説の吟味

ふ。此處に於いて輸入した布類などを賣却して利益を収めたのである。

ファン・フリートの血臭い願望は一六六四年ナライ王の時に果たされた。和蘭は武力を以てタイ國の貿易を「自由」にした。この時の條約によりタイ國は自ら船を仕立てて貿易をせざることを、牛皮・鹿皮の輸出は會社が獨占すること、會社所屬員に治外法權を與へること等が定まつたのである。更に四年たつと一條項が附加され、國王自身の需要を充す量を除き、國內の總ての錫の買収及輸出に付て會社は獨占權を有することとなつた。戰時下米や薪の供出に文句を云ふ地主さへあるのに、この時の供出に對してタイ國王はどんな顔をしたであらうか。

要之、ブラサト・トーン王の貿易政策には二つの目的が見られる。一は財政收入を増加せんとすること、二は、輸出入品の價格決定權を外國人に委ねないこと。この目的を以て傳統的貿易獨占權を行使したに過ぎない。

他國に先んじて産業革命を完了したイギリスは自由貿易を以て世界に君臨せんとした。これに對し後進國たる獨・佛は保護貿易を以て答へたが、この獨佛の態度を批難するものはなからう。しかるに獨占を主義とする東印度會社に對して自由を以て應じなかつたと云つてブラサト・トーン王は一般に批難されて居るのである。これが果して公正な意見と云へやうか。

我々は先にタイの國王貿易獨占に對して共通な一つの解釋が我が國に作られつゝあることを指摘した。以下この通説を左の四項目に分けて検討して見やう。

一、國王貿易獨占はブラサト・トーン王と共に創められたといふ説

二、この制度の功績として歐羅巴勢力が驅逐されたといふ説

三、これに反し、その罪としてタイ國民の商業的進出が阻まれ、且つ農民の負擔が増加したと云ふ説

四、同じくその罪として華僑が國王貿易の擔當者となり、タイ國經濟の痛となつたといふ説

第一項 ブラサト・トーン王は創始者なりや  
この問題の解答は第一節に於いて既に與へられて居ると信ずる。こゝに諸家の説を引用して、この主張が如何に共通なものであるかを明らかにしやう。

郡司喜一氏「暹羅の宮廷貿易は一六二九年 Phra-Chao Prathang が王位を篡奪して位に即きしより間もなく之を開始した。(前掲書、九四六―七頁)

松尾弘氏「……そこに於ける一つの著しき特徴は、十七世紀の中頃に至り、外國貿易が國王の獨占下に置かれた事である。」

「然るに、この賑かな自由通商の繁榮が、一六二八年にブラサト・トーン王が王位を篡奪した翌年、外國貿易の利あるを見て之を國王の獨占事業と爲した事から始まつて爾來一八五五年に至る二百數十年間暹羅の外國貿易は完全に國王の獨占する所となつて了つたのである。(暹羅國民經濟の特徴、六五頁、一五二頁)

吉田榮太郎氏「會々アユチャ在在の和蘭人、支那人等より外國貿易により得られる利益の甚大なることを教へられた國王はかくして目を外國貿易に轉じ、これを獨占し、或はこれを統制して、年々入港する外國商船にも高額の關稅を課して、利潤の專一擧取を計ることとなつた。かくして生れた國王の貿易獨占制は……(日本タイ協會々報第廿五號八七頁)

奥村鐵男氏「……國王は、たま／＼アユチャ在留のオランダ人、或は支那人等より、外國貿易より得べき利益の莫大なることを知り、從來農業にのみ注いでゐた目を外國貿易に向け、これをその手に獨占し、或はこれを確く統制して……(宮原武雄氏・タイの經濟資源第二章タイ國經濟の史的考察、五八頁)

何れあやめか杜若、似たりや似たり、通説の通説たる所以は以上によつて明らかとなつたと思ふ。

先に掲げた「歴代實案」中、タイが琉球國より齎らした磁器を盡く官買し、琉球の求める蘇木の私賣を許さず、官買したため琉球は損失を蒙つたといふ事件は永樂十七年のことであるから西曆にして一四一九年である。しかるにワートン侯がアユチャ

に都したのが一三五〇年頃だとすると、アユチャ王朝の貿易は恐らく當初より國王の獨占であつたと考へるべきであらう。殊に國王が封建王侯の性格を有する限り國王商人なる現象は一般的なりと云ふ私見が正しいとすれば、都をメナム河の咽喉部に移したアユチャ歴代君主が商人でなかつたと考へる必要はないのである。國王商人時代に「賑やかな自由通商の繁榮」を考へるのは劍劍のフィルムに電柱が現れるの感が無いでもない。

第二項 歐羅巴勢力の驅逐は國王貿易獨占制の結果なりや  
郡司・松尾氏等はブラサト・トーン王が貿易を獨占せる結果タイの貿易は大に衰へたと考へ、吉田・奥村氏によればこれは「封鎖的政策」であり、かくて、國王の手による貿易の獨占的統制の強化にともなふ排外政策の影響を受けて、ヨーロッパ諸國の勢力がこの國に於て確固たる地盤を築く機會は失はれた」と説明する。

ブラサト・トーン王の獨占政策の結果タイ貿易が劇減したとは信じ難い。彼の治世當初より一六三六年迄は和蘭のタイ貿易は最も繁榮を極め、ファン・フリートの傳へる支那・印度商人の退却は寧ろ和蘭勢力の反映と解すべきである。郡司氏自身も貿易收入を論ずる箇所では、國王の總收入二百二十六萬餘中其の約三分の一は國王の獨占貿易より擧げられたと推算して居り(意外にも)タイの貿易は發達したと述べ(前出書九六〇―一六一頁) Graham は歐羅巴人がタイより閉出されて以後も、タイ



の貿易は衰へなかつたと云つて居る。さうすると自由貿易制採用迄のタイの貿易が國王獨占のために甚しく衰へて居たと考へる根拠はないやうである。

次に國王貿易獨占を鎖國政策と考へるのは不可である。支那でも宋・元等積極的に貿易を振興せんとした時代に國王貿易獨占が強化された。プラサト・トーン王の政策も財政の収入増加と自主的貿易(例へば自國船による對日貿易)の回復を目指す積極主義であり、決して鎖國主義、封鎖的政策ではない。

最後に、歐羅巴人がタイより驅逐されたのは國王貿易獨占制の結果ではない。和蘭がナライ王に全國の錫を國王自身の消費を除き供出せよと云ふが如き侮辱を加へ、更にフランスが宗教武力併用でタイを併呑せんとしたことに對しタイ國民の與へた回答が支那人を除く外國人の驅逐となつたことは歴史の示す通りである。

第三項 國王貿易獨占は農民の負擔を増大し、國民の商業進出を阻止したか

以下の二の主張に就ては郡司氏は觸れて居ない。従つて他の三氏就中吉田氏の説を主として検討しやう。

農民の負擔増加といふ理論は左の如く構成される。タイ國貿易は「國王乃至は王族の消費生活を満足すべき商品のみに限られ(吉田氏、八五頁)且つ貿易収入は「國民經濟の發展に供せられることはなく、獨り國王の消費生活にのみ貢獻するに過ぎ

管である。しかるに諸家はさうは考へないので、この場合に關する限り國王獨占制は積極的自由貿易であり、爲めに輸入は増加したと暗に認める結果とならう。

しかるにこの制度がタイ國民の商業的進出を阻害したといふ主張には封鎖政策・鎖國主義でない、と理論が合はないのである。何となれば國王獨占が輸入を増大したとすれば、それは當然自足生産を市場生産に變化させ、輸入資金、輸出品收買資金の必要は金納制貨幣經濟を促進するから、結局、タイ國民の商業的進出を促進したといふ結論に到達するからである。

國王鐵道の發達は私鐵の競争を壓迫するが、國王鐵道のために日本人の鐵道事業への進出が阻止されるわけではない。ましてそれは日本の交通輸送業の發達を禁ずるものではない。同様に國王商人は彼と競争する貿易商の活動に無關心たり得ないであらうが、國王商人の存在は決して農業以外の企業を外國人の活動に委ねたタイ人の無氣力を説明するものではないのである

第四項 國王貿易獨占制は華僑の經濟的權利を齎らしたか

吉田・奥村兩氏は夫々「貿易獨占制と華僑」華僑商業資本の「發展」なる章を設け、國王貿易獨占制の結果は國內商業の全權を擧げて華僑の手に委ねることになり、彼等に牢固たる勢力を扶植せしめ、今日に至つたと力説する。松尾氏の意見も同様である。

この主張の前提としては第二項に論じたる國王貿易獨占は歐

なかつた(奥村氏六三頁、吉田氏九〇頁)されば、かゝる無益な國王の慾望を満足させるために「國王貿易獨占制が施かれてからは輸出物資の攝取、外國商品の購入資金の欲求が高まるにつれて」(吉田氏、八六頁)農民は益々高い負擔を課せられるに至つたといふのである。この構成には次の如き矛盾撞着がある。

「國王乃至は王族の消費生活を満足すべき商品のみ輸入に限られて居るならば、貿易収入はあり得ない。禁制品には輸入税や官市の利益は伴はないからである。しかるに事實はタイの輸入品の主なものは一般國民の消費する布類であり、貿易収入は國王収入の最も重要な部分を占めて居た。

次に貿易収入は「國王の消費生活にのみ貢獻」したと云ふ主張は、プラサト・トーン王が職費支辨のため貿易獨占を強化したといふ和蘭人の記録に反する。假りに國王の浪費生活のためにのみ用ひられたとしても、貿易収入處分の善悪は貿易獨占の結果ではない。

次に貿易獨占の結果、輸入貨物の反對給付としての輸出貨物貨幣を國王に呈供するため農民の負擔が増加したと云ふ主張は國王の獨占の結果タイ貿易は深刻な打撃を受けたといふ通説と背反する。先に承はつた諸家の意見では國王貿易は封鎖的政策であり、タイの輸入は劇減した筈である。さうすると輸出も劇減し、従つて輸出貨物を呈供する農民の負擔は大に輕減された

羅巴勢力退却の原因なりやの問題に肯定的に答へなければならぬ。即ち通説は「國王貿易制がヨーロッパ商人の進出を阻んだことにより支那人に對して急速に發展の機會を與へることになつた(吉田氏、八八頁)と解するからである。しかし既述の如く國王貿易獨占制は鎖國主義と同義語ではなく、歐羅巴勢力の退却はその帝國主義的野望に對するタイ國民の報復の結果である。

國王貿易獨占制と同時に華僑が「國王と結びついて」國王貿易の擔當者として(吉田氏、九六頁)タイ經濟を壟斷して居たとすれば、通説はその時代をプラサト・トーン王以來とするのであるから、ナライ王の時代には華僑の實權は相當なものであつた筈だが、フォールコンやイギリス人が「國王と結びついて」國王貿易の擔當者として「發見したのは回教徒たる印度人であつた。國王をマホメット教に改宗せんとした回教徒、キリスト教に改宗せんとした歐羅巴人の勢力が失墜した後、支那人の地位は相對的によくなつたであらうが、それは繰返して述べた如く國王貿易獨占の結果ではないのである。

しかるに十九世紀の初めタイに來つた歐羅巴人の目に映つたのはすでに強大となつた支那人の經濟勢力であつた。ジョン・クロフォードは「數的にも質的にも勢力の強かつた支那人のみは、自由に利益ある仕事に従事し得る特權が與へられてゐたため、華僑商業の發展が著しく促進されたに反し、歐人貿易

は衰退の一路を辿らざるを得なかつた」と説明する。この説明が十七世紀の事態についてであると都合がよいのであるが、不幸にして一八〇〇年前後のタイ國商業の説明なのである。しかもなほよくないことには、このクロフォードによると、タイに在任した支那人は十七世紀の末には四五千人に過ぎなかつたが彼がタイに来れる三十年前に支那人の混血児がタイの王位に即位したため其の獎勵によりて支那人の数が激増したのであるといふ。さうすると支那人がタイ國に牢固たる勢力を植へつけたのは、國王が貿易と謂はず國內商業に強大な介入を行つて居たアヌタヤ王朝が減んで、五國に分裂したタイ國をタクシン王の天才によつて統一した前後、即ち商業國營制が停止して居た頃であると考へねばならない。そしてその勢力が急劇に發展したのは、自由貿易制が施かれ、支那人が買辦・使用人・労働者として歐羅巴人の手足となつてからである。何れにせよ華僑勢力の原因を貿易獨占に求めるわけには行かないのである。

### 結 論

タイ國經濟史に於いて一番人の注意を引くものは國王貿易獨占である。而してタイ問題にして經濟史に説明を求めたいのはタイ人が何故農業以外の企業に進出しなかつたかの問題と華僑問題である。前者と後者の間に因果關係を設定せんとして我々の検討した通説が生れたのである。

## 泰 國 事 情

### ヒン内閣總辭職

泰國宣傳局は七月廿九日午前十時ヒン内閣が總辭職した旨發表した。

### 政 治 事 軍

泰國政府はさきにベチャブリン市の特別行政區昇格及びサラブリ附近佛都建設を緊急勅令を以て公布、七月廿日及び廿二日の兩日國民議會に右勅令を上程事後承認を求めたが、双方とも議會の反對に遭ひ否決されるに至つたので、ヒン首相は泰國憲政の本義に基き内閣總辭職を決意し首相は廿三日閣僚の辭表をとり纏め攝政府に提出、攝政府はこれを受理、茲にヒン内閣は總辭職するに至つた。

同日宣傳局は左の如きヒン首相より攝政府宛總辭職理由書を發表した。

案するにタイに於いては封建制度が充分發達せず、強大な國王中央集權の前に消滅して仕舞つた。又教會は初めから國王勢力と對立することがなかつた。そのため歐羅巴に見られた如きコムニューン、農奴解放の現象が王權の成長に併行して起らなかつた。

他方、アヌタヤ王朝の初め、國家の手にする佛教教義の統一が行はれ、十九世紀に國王のイニシヤチブによつて從來と極めて僅かの差異を持つ一宗派が生れただけであり、現在迄タイ人の精神は殆んど完全な規格統制が行はれ、精神が停滞して居るのである。歐羅巴に現れた如き宗教改革はタイ人の全然經驗せぬところである。ことにその宗教が戒律を主とする小乗佛教であれば資本主義精神の發育には極めて不利である。以上の二の理由によつてタイには商業階級も商業精神も起らなかつたのである。各種の企業を外國人に委ねなければならなかつた根本原因はこゝに存する。

(本欄記事は大部分タイ紙一部國內紙に據る)

本職は憲法第五十二條に従ひ國王の承認を得て十二件の緊急勅令を公布せるも六月廿四日付勅令により國民議會通常議會召集され、政府は右十二件の緊急勅令を議會に提出、憲法條章に従ひこれが審議を要求せり然るに七月廿日開催の議會はベチャブリン市の特別行政區昇格に關する勅令を夫々否決するに至れり、右は本職を首班とする政府に對する議會の不信任を表明せるものなり。

### 新内閣成立

タイ國政府は八月一日夜のラジオをもつて後繼内閣首班はクオン・アパイウォン陸軍少佐に決定、また同時に攝政首座アチット殿下の辭職を次の如く發表した

日辭職され、國民議會は八月一日の議會において右辭職を承認、更に攝政はブラデット攝政一人とすることに決議せり、右決定は國民議會議長により副署せられたり、ブラデット・パノムヨーン攝政は勅命をもつてヒンソンクラム元帥辭職後の後繼内閣首班として八月一日以降クオン・アパイウォン少佐を任命したり、任命は國民議會議長によつて副署せられたり。

〔新首相略歴〕クオン・アパイウォン少佐は、パタンバン州の王族の出、本年四十三歳、フランスに留學した理工學專攻の技術家、一九三二年革命當時郵便電務局技師であつたが文官派の一人として革命に奔走功を立て陸軍少佐の稱號を與へられたが軍務に服さなかつた、第二次パホン内閣に無任所相として入閣、更にヒン内閣となつてからは無任所大臣、文部副大臣、交通大臣、商務大臣を歴任したが昨年二月辭職した、なほ革命の功により議會創設以來官選議員に選ばれ本年六月議會副議長に推薦され今日に至る

### 新閣僚決定

後繼内閣首班に任命されたクオン・アバイオン少佐は組閣を急いでみたが、僅か一日間を以て電撃組閣を完了、八月二日午後アラデット攝政に閣員名簿を提出、攝政は勅命を以てこれを正式に任命した旨、宣傳局より二日午後四時發表された。

新内閣の閣僚顔觸れ左の如し  
總理大臣兼交通大臣兼大藏大臣 クオン・アバイオン陸軍少佐  
國防大臣兼農務大臣 シン・カモンナ  
グーン海軍中將(海軍最高指揮官)  
外務大臣 シー・セナ・ソムバット  
リ(元駐日大使)  
文部大臣 タグイ・ブンヤケイト(元内閣書記官長、元國務大臣)  
司法大臣兼厚生大臣 シット・シータ  
マテイベットナ・ソングラー  
商業大臣 モムルアン・デ・サラツウ  
オン(留任)  
工業大臣 ナワ・ビジット海軍少將

内務大臣 ブン・スバチャラサイ陸軍大佐

國務大臣 ポット・バホン・ヨーティン(元首相)陸海空軍大將

同 ビセ・シー・タマラート海軍中將

同 ルアン・シナート(新國防次官)

同 シヤット・カムトーン海軍大佐

同 タハン・カムヒラン海軍大佐

同 ボーラ・サマハーン(内務副大臣)

同 ビン・アマラヒサイ・ソラディット陸軍少將

文部副大臣 デュエン・ブンナーク(留任)

大藏副大臣 レン・シーサンボン(タイ銀行支配人)

國防副大臣 チャリット・クラカムト

工業副大臣 モムルアン・ウドム・サ

ニットウオン(官選議員)

交通副大臣 サプラン・プ・ハシン

(内務省厚生局長)

警察局長 アドン・アドンデッチャラ

ット(留任)

三二

内閣書記官長 トン・ブレオ(人民議會書記官長)

日タイ連絡事務所長 プラ・チャクラ

海軍大佐(海軍工廠長)

右の内總理兼交通兼大藏大臣のクオン・アバイオン氏はかつて日本にもやつて来たことがあり技術家出身らしい、直情徑行の氣概に富み俊敏明朗な人柄、また閣僚中の最重要地位である國防大臣の重責を擔ひ農務相を兼ねるシン・カモンナグーン海軍中將は海軍の長老として海軍長官の職にあつた有力な親日政治家で、日本にも有名な故ワニット氏未亡人はシン國防相の妹である。さらにシー・セナ外相は昭和十三年頃から數年間駐日大使をつとめ日本の知名の士とも交友深く最もよく日本を知る一人、工業大臣のナワ・ビジット海軍少將も日本が建造を引受けたタイ國軍艦『トンブリ號』の引取りに訪日したことあり海軍部内における有力メンバーである。

### 新内閣政綱

一層の増進強化を期す他の諸外國に對しても當該國との間に締結せられたる條約あるひは協定の精神に基づき同様の政策を執る。

### 新首相第一聲

クオン・アバイオン首相は八月四日夜ラジオをもつてマイ國民に對する第一聲を述べた。要旨次の通り。

國民諸君は政府の政綱の線に沿つて凡ゆる困難を克服して國家の福祉を増進するため余に對する援助を惜しまざらんことを期待する。

本政府は強制を行はず、また現下の非常時においては決して容易なことではないにしても國民生活の改善を圖るであらう、軍隊および警察の將士諸君、諸君は家庭に兩親や妻子をもつてざり諸君の家族の幸福も困難も政府は政府および國民議會を通じて熟知するところであり、議會も又我々政府とともに諸君の家族を擁護するため出来る限りの努力を行ふであらう。現在最も重

要なことは國內の秩序である。タイ國內の秩序が完全に維持されたとき始めて全國民は毅然として戰爭の危険に立ち向ふことが出来るのである。余は最後に強調する「全國民は協力一致國家並に國民に忠實なれ」これこそ國家及び國民がこの難關を克服する唯一の途である。

### 商務大臣事務取扱

泰國首相官房は八月六日カンチャナ・チョート國務大臣に内務行政を擔當せしめ、またデット・サニットウオン商務大臣病氣のためデュアン・ブンナーク文部副大臣を商務大臣事務取扱に任命したる旨發表した。

### 人民議會正副議長決定

泰國人民議會の議長、副議長は互選の結果プロット・グイチェン・ナソングラ氏及びクワン・アバイウオン陸軍少將がそれぞれ正副議長に當選正式に任命された旨七月二日夜發表された。

三三

タイ國臨時議會は八月三日午後二時から開會、クオン首相は政綱六項目を發表議會は滿場一致で信任を表明、クオン内閣は正式に成立した。新内閣の政綱左の通り。

一、本政府はタイ國憲法に準據する國王の政府なり。

二、本政府は革命に際して人民投票の標榜せる左の六大原則を遵守發展せしむ(イ)自由獨立の原則(ロ)永遠の平和と秩序(ハ)經濟の自由(ニ)權利の平等(ホ)人民の自由(ヘ)人民の教育

三、本政府は國王、憲法及び國民に對し忠實たるべし、國民の利益に反し國民を困難に導くが如き政策を避け且つ議會の勸告を尊重すべし。

四、本政府は人民に對する十分なる同情と理解をもつて國政を處理す。

五、本政府は國家財政の安定を維持し極力冗費の節約をはかるべし。

六、本政府は日本國との間に締結せられたる條約及び協定に準據、兩國間從來の親善關係を維持するのみならず更に

## サイゴン總領事任命

タイ國政府は五月十五日タイ、佛印國交の緊密化に鑑み大東亞戰爭以來空席となつてゐたサイゴン總領事に外務省二等書記官オン・プラサートマイトリ氏を任命した旨同月二十三日發表した。

## ベチャブーン都制勅令

タイ國の新首都ベチャブーンの建設は着々進捗しつゝあつたが、政府は五月三十日附緊急令をもつてベチャブーン縣を昇格せしめ、新都の行政は都長、副都長、警察部長、代理都長および各省代表より構成される委員會によつて行はしむる旨發表した。

## バーンコーク市長更迭

バーンコーク市長ナイ・チャップ・オサノン氏が辭職したので、四月二十六日の市會に於て無記名投票による選挙の結果十六票對十二票の差を以て、新二級議員クリット・チャンソクラーナム少佐

が當選した。

## 防空規程實施

内務省立案の防空壕建設其他と空襲警報發令中に於ける通行に關して規定した防空警察規程は愈々バーンコーク市告示によつて四月二十六日から實施された。但し防空壕建設に關する事項は五月一日からの實施である。

本規程はバーンコーク市域にのみ適用されるもので、該規則によれば各住宅學校、病院、娛樂場、工場、農事商會社等一齊に、當局の指定又は許可したる完備した防壕を告示の日より十五日以内に建設することを命じたものである。警報下に於ける通行規定は各車馬及び河上航行中の船舶にして防空活動に従ふもの以外は悉く警笛吹鳴と共に駛走を中止し、駛走を許された車馬、船舶ともに時速三哩若しくは二十軒を超えることが出来ない。また防空従事者救護班以外は悉くサイレン吹鳴後五分間以内に防空壕に飛込まなければならぬ。空襲警報發令

## 官吏空襲被害者救恤

政府官吏家族にして空襲被害を受けたもの又は將來受けるものに對する救恤金として政府は總計三十萬銖を與へることとした。

## 家屋擬裝規則實施

内務省に於て立案された家屋擬裝規則は、防空司令官の統裁下に、愈々實施されることとなつた。

該規則によれば敵機襲來の場合目標となるべき建築物に對し擬裝命令を發する權能を防空司令官に附與し居り、これらの建築物は、該規則施行期日から十五

日以内に擬裝を施す義務がある。擬裝に當つては防空司令官の指示に隨ひ、若しくは許可を要する。期限内に擬裝工事を了せざる建築物は、持主の出費において、防空司令官の手でこれを引續き進捗せしめる。期限の延長及び擬裝法の修正は内務大臣又は防空司令官の權限下に置かれる。本令實施に際し防空司令官は左の如く語つてゐる。

擬裝は高層家屋、煙突、尖塔とかいつた眼につきやすい建築物とか射光する物體及びこれらの林立する地帯に對して施こされるのであつて、建築物全體に行ふ意味ではなく空中から見て不分明の地域又は軍事施設と間違えられやすい建築物に對して行はれるものである。すでに擬裝を施こした建築物は、規則も法律も要らないが、やはり當局の注文に應じなければならない。

また同時に内務省から發せられた規則によれば、防空官は防空法違反の疑ひある場合家屋敷の構内に入つて臨檢する權能を與へられた。但し臨檢は日中に限ら

## 政財

### 小切手利用獎勵

四月第四週政府告示によれば五月一日以降小切手による受取勘定が千バツ以上に達する場合小切手には必ず受領行爲發生の郡、村及び小切手番號、振出し銀行を明記しなければならぬこととなつた。

該告示は佛曆二四八七年(本年)非常時に於ける小切手利用獎勵の爲めに發せられたものであるが、更に規定して、千バツ以上の受取勘定にして小切手に依らざる受領に際しては、印紙法の定むる十倍の收入印紙を貼布すべき義務を課してゐる。若し受取行爲を隱蔽するか、千バツ以下に歪曲するか、又は二回以上に割る脱法行爲に對しては五千バツ以下の罰金刑に處せられる。

### 貯蓄増加趨勢

タイ國政府が國家再建のため遂行した重要政策中國立貯蓄銀行の發展は特筆に値するものである。

同貯蓄銀行は國民協力の下に、その活

動範圍を著しく擴大し、本支店を通じて預金額の健全なる増加を示し、その資金運用によつて政府は健全なる収益を得得る。貯蓄銀行のない僻地に同行は多数の支店を設けたことは既報したが、ロイエット地方からの報告によると、同地方に於ける支店の活動も亦急速且つ健實の進歩を遂げ、縣委員長及び縣廳の支援の下に、三千人の預金者を増加し、昨年同支店の預金額二十萬パーツに達した。

### 共同組合銀行設立計畫

共同組合局は農業振興の一助として、共同銀行の設立を計畫してゐる。これはピチャン・バンヤワニット共同組合局長の言によつて明らかになされたが、同局長はニコソ記者との會見に於て、先づ此種の銀行設立が農民に與へる利益を説いてそれは組合の財政運用の中心となり、資本、金融の圓滑化を得て農民階級の經濟状態を向上する助けとなることと期待されるし、且つ共同組合の支部の活動を促進する利益もあると云ひ、更に銀行の資

本一千萬パーツは各組合から株主として出資せしめ、殘金を農業省が政府出資の名において負擔する仕組みであると語つた。

然らば何時銀行は開業するかとの記者の問ひに對して、局長は勅令の發布を待つて直ちに開業の運びに至るが事は大藏省にも關係する問題で、銀行設立には是非とも同省の協力が必要である、それ以外組合局として爲すべき準備は總て極めて順調に進んでゐると答へ、近來共同組合は非常に増加して四、三五八組合を數へ、その内四、一七二は信用組合であると附加した。

### 共同組合新設數

一月、二月、三月の間に新信用組合がアユタヤ、マハサラカム、ナコーンラーイ、チャヤマ、チャイナット、ウドンタニー及びバンコーク市の各地に於て二二二組合が増設された。この新組合人數總計二、三七八人で、基金出資七五六、二五六パーツ一人當り三一八パーツの借入

金に當る。この借入金的大部分は舊負債の返済に宛てられた。

またバンコーククリトンプリー市にも新に販賣組合が生れた。これは資本金二〇、〇〇〇パーツである。

### 木炭隘路の克服

商業省はタイ木材會社と提携して、木炭を同會社より買受け、バンコークへ直送する計畫を立て、以て廉價の木炭を市民に提供せんとしてゐるが、これが成功すれば、木炭の入手難と高價に苦しむ市民にとつて一大福音たるは疑ひない所である。

### 豚肉新配給機構

バンコークに於ては豚肉價が暴騰しつゝある現状に鑑み、五月十日限り従來の配給所を廢して、新たな機構の下に新配給所が設けられる筈である。本計畫は先頃閣議によつて決定を見たもので、その結果内務省は毎日四百頭豚を官營屠殺場に供給することとなつた。

### タイ商業銀行業績

株式會社タイ商業銀行第七五四年度次總會は五月一日會長ワン・ワイ殿下可辛のもとに開催され、取締役報告、決算報告を承認した。一九四四年三月末日まで半期の損益決算の取締役報告左の如し。

臨時費を差引いたる純益金	三〇六、一二六・七二
但し前期繰越金	一〇九、三三三・三三
但し前期繰越金	一〇九、三三三・三三
法定積立金	二〇、〇〇〇・〇〇
株主配當金(二分五厘)	八二、五〇〇・〇〇
配當課税金(八分)	六、六〇〇・〇〇
職員賞與	八、八〇〇・〇〇
重役手當	八、八〇〇・〇〇
豫備資金	五〇、〇〇〇・〇〇
非常豫備金	二〇、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	一〇九、四二六・七二

### 食糧統制委員會組織

食糧その他物資の統制委員會が組織さ

れた。本委員會は商業、内務兩省の聯合で成り、商業大臣を以て委員長、チャイプラチパーセン少將を副委員長とし、委員には國務副大臣、内國商業局長、外國商業局長、税關長、並に法制委員會、國務院書記官長府の代表者を任命し、賣買統制局長を委員兼書記長に任命した。

### 衣料切符制實施

タイ國政府は衣料難克服の爲め五月一日より衣料切符制を實施した。通用期間六ヶ月で一家族につき二十四點である。

### 衣料價格表制定

質商にして過般實施された衣料統制品を所蔵する者は、若しそれらの品が佛曆二四八〇年質商條例の規定に基き、質流れとなつた場合、品物の數と所藏場所を物資統制委員會に報告しなければならぬこととなつた。

また商業省に於ては、衣料切符發行と共に、書籍様式の商品價格表を作成し、各布帛商店に廻附する筈である。その價

格も、現在衣料品は非常な暴騰を見てゐるが、これを暴騰以前の適正價格に引戻すので、例へば長袖シャツ一〇パーツ半袖シャツ五パーツ、腰巻一パーツの價格に定められるであらうといふ。

### ポプリン新統制

物資統制委員會は各種各色ポプリン布及びポプリン製衣服の統制を行ふ旨發表した。統制は全國にわたり一般消費者八〇メートル以上、商人一メートル以上を所有するものに對して行はれ、商人に對しては左記の既製衣類一着以上の在庫、一般消費者は左記の場合に限り新調に際しその量のみ報告する定めである。

ズボン二着以上	短ズボン三着以上
男女下衣類(ニッカー、ズボン下を含む)	六着以上
上衣二着以上	ブラウス二着以上
肌着六着以上	婦人用ジャケツ六着以上
長袖シャツ、短袖シャツ、三着以上	
長上衣二着以上	シミーズ二着以上

スカート二着以上  
ベテコート四着以上  
手巾十二枚以上

右を超過するものは商業省賣統制局に五月九日までに、その後の入手は三日以内に届出なければならぬ。またこれが賣買譲渡移動に當つては當局の許可を要し、これらの品の毀損、隠匿は嚴禁され、違反者は嚴重處罰される。

### 精製砂糖禁止

四月二十七日以降精製砂糖を無許可でバンコクトンブリ市から搬出することが、執行委員長チユライアノン警察少將の名で禁止された。更に物資統制委員會告示をもつて、赤砂糖が統制下に置かれ、二〇〇キロ以上の在庫品に對しては、數量、在庫場所を、五月三日までに報告を要し、その期日以後入手のものは三日以内に報告を要する。施行區域は市内に限る。

在庫品の賣買、移動は許可を要し、一人當り一〇キロ以内の小賣は許可される。

バンコクトンブリ市の赤砂糖の卸値は現在次の如く定められてゐる。

一等品	一ハープに付二六一二八バーツ
二等品	二三一二五
三等品	二〇一二二
未完成品	一七一一九

小賣値は一キロ最高税別六〇サタン。賣統制局は砂糖輸出には全然許可を與へぬ方針と見られる。

### 大藏證券發行規定發表

タイ國政府は五月三十日附緊急勅令をもつて大藏省證券發行に關する規定を發表した。發行規定細則其の他具體的發行方法は近く大藏省より告示される豫定であるが、同證券は償還期限一ヶ年以内の短期證券で同證券による借入金は大藏省豫備金に繰入れられ國家の必要とする臨時支出に當てられることになつてゐる。

## 通交・業産

### 新燃料油の生産

タイ鑛業ゴム會社經營の鑛山に雇はれてゐる一タイ人青年鑛業技師によつて新燃料油が發見された。同技師は豫て新燃料油の生産を思ひ立ち、試験を重ねた結果、今回漸くこれが成功を見たもので、若しこの新燃料が企業化されるに至れば、重油の不足を補つてデイゼル・エンジンの使用並に重工業發達に寄與する貢獻大なるものがあらうといふ。

この新燃料油は樹脂と南部タイに豊富に生育する或種の國産植物の葉から抽出するもので、油質も輸入品に劣らない。新發見の生産方法によれば、月産三〇、〇〇〇リットル可能である。

### 泰最初のタイヤ生産

二ヶ月餘にわたる仕上試験の結果、タイ人による初めての自動車用タイヤの生産が成功した。この成功者はバンコクトン選出の人民代表會議員で、社會的

泰人である、原料も亦泰國内で生産されるものと説明した。

### 網麻袋講習訓練

網及び麻袋の講習訓練が、アヌターイ縣バング・バーン地方で開始された。訓練を受ける生徒は六十名である。

### 盤谷電話一時休止

バンコクトンブリ市内の電話五百餘が毎日午前八時間、午後四時間づゝ通話休止となる。これは電話輻輳に對する應急對策として、郵便電信局によつて講ぜられた手段である。尤も右の五百本は特定の電話に限られるのではなく、全部の電話に對して順繰りに行はれるものである。

この手段は電話通話数の逐日増加すること、通話時間の長が過ぎること、當局から發せられた加入者への通話心得に對する違反行為が行はれること等が動機となつた。かういふ惡弊は中央の電話交換事務を破綻に導き、結局電話通信組織の

### 乗合馬車愈々實施

前號既報の通り現下の輸送難を打開すべく交通省の事業として計畫された乗合馬車は愈々一般の注目に四月廿四日を以てバンコクトン街上に實現された。これらの乗合馬車は小さざつぱりした、如何

にも實業界にも知られるナイ・ルアン・フオング・ソフオン氏で、サワング・ロット商會の持主である。氏がカオ・パー紙記者に語つた所によれば、タイヤで最初に生産されたこのタイヤが完成したのは四月十三日で、氏はこのタイヤ生産に成功するまでピン首相から三萬バーツの補助を受けてゐるので、これに報ひるために、その最初の生産品を同首相に獻納した。新製品の耐久力は輸入品の七三%であるが、價格は比較的低廉である。型は一七一四、五〇で、三二×六の大きさの鑄型を製作中である。今は一日三個しか生産能力しかないが、やがて増加する筈である。充分なものを大規模に生産するとすると、國內の全需要を充す爲めには少くとも一百万バーツの資本を要することゝならう。

この製産事業を彼自身の事業としてやるか、又は政府の事業としてやるかとの質問に對し、氏はこれは全くピン首相の意中にあることだと答へ、更に彼の工場は何も彼も泰のもので、勞務者も全部

崩壊となる。そこで郵便電信局では中央電話交換局の負擔過重を免かれしむる方策として、既にその負擔力超過の加入者名簿の中から一定數を削除するの案を擲つたのであるが、この案が實業界その他の方面に不便を生ずるやうな事はあるまいと見られる。

### 汽車指定席制度採用

交通省鐵道局では、近來列車の混雑を緩和する目的より列車の座席に番號を附し、指定切符を發行する計畫を立案中である。この計畫はバンコク・アヌターイ、バンコク・ナコン・パトム線のように疎開列車を除く各線、各等に實施される。

にもスマートな姿で、日除け、雨除けの  
襦袢をかぶって登場し、タイ産の小馬に曳  
かれたいのブルバートたるラツダムノン  
街を走るのを見かけた。馬車は十人乗り  
であるが、この最初の試みが成功すれば  
他の街路にも開始される筈である。

### 佛都建設勅令

## 會社・教文

タイ國では佛敎の興隆と保護  
を圖るため佛都を建設すること  
となり六月五日の釋尊祭を期し  
て右に關する勅令を發布した。  
この佛都はサラブリー縣の縣廳所在地サラ  
ブリー市より西アユチャ市を底邊とし、北  
方佛陀の足跡を保存する聖地を頂點とす  
る面積四千九百平方キロに及ぶ地域で、  
今後この地方はタイ國宗教行政の中心地  
となると共に、あらゆる宗教的遺物が集  
中され佛敎の研究、講習行事などもすべ  
てこゝを中心として行はれ住民もまた佛  
教徒のみに限られることとなつてをり、  
世界佛敎の中心地としてキリスト敎のゾ  
アチカン、回敎のメツカと並んで世界三

大聖地の一として誕生するわけである。

### 新都の建設景氣

政府が近代的且つ華麗なる都市となす  
べく計畫しつゝある新都都ベチャブンに  
就て縣委員長は二三興味ある事實を語つ  
た。それに依ると、この町は人口すべ  
に十萬以上に及び、打見るところ各種の  
職業に従ふこれらの住民はその仕事に一  
心不亂の體で、他地方の住民に比してそ  
の勞働率を遙かに超過してゐる。その爲  
め犯罪數も激減し、同市及附近にかけて  
非常の好景氣で市民の生活も豊かになつ  
た。従來この町の發達が遅かつたのは交  
通機關の不備によるものであつたが、極  
めて近き將來道路網の完成と國道の開通  
によつて、同市はタイ國內で最も進歩せ  
る都市とならうと同委員長は言明した。

### 村長夫人會議聯合會

パタニー縣及びパーラート縣の各委員  
會では、縣内各郡の村長區長夫人を以つ  
て組織されてゐる各夫人會議聯合會結成

### 實業教育擴張

モンتری文相の談によればタイ國の  
實業教育は擴張さるべく、これに關して  
文部省は商業學校の課程を大學のそれに  
正敵せしむる程度に昇格せしめ、その高  
等科卒業生は直接大學本科に入學せしめ  
豫科の在學を省略し得る制度に改めんと  
してゐる。

### 民衆舞踊改善

藝術局は民衆ダンス「ラム・トン」の  
文化的價值と藝術的價值を一層向上せし

むるやうビブン首相より命令を受けた。  
同局で國民文化院と協力してこれが實行  
に着手する。

### 結婚補助金

二一、二三九バートの補助金が官立結  
婚獎勵所の十二地方支部委員會に對して  
下附された。

### 本年の革命記念日

五月二十四日第十三回革命記念日を迎  
へたタイ國では、決戦下例年の如き華や  
かさはないが、バンコク及び首都候補  
地ベチャブンの兩地をはじめ全國で種  
々の行事が行はれた。諸官廳は例年通り  
記念日當日を中心に三日間休業廿四日は  
早朝六時から各寺院において記念日の佛  
事が行はれた。午後三時から外務省で  
外交團を招待、ディレック外相主催の祝  
賀宴を開催した。

### 王姉の御結婚

タイ國王アナンド・マヒドーン陛下と  
共に現在スイスに留學中の王姉カルヤニ

ワツダナ殿下にはこの度現交通大臣セリ  
レンジット中将令息アラム・セリレン  
グリット氏と婚約を七月二十二日在ベ  
ルン、タイ國領事館で結婚式を挙げられ  
る。

### ビブン元帥令嬢婚約

ビブン元帥令嬢チラワット嬢は國務大  
臣秘書長ラーク・パンヤラチュン大尉と  
の間に婚約が成立、五月十九日正式に  
婚約を取りかはし同時にこの旨發表され  
た。ラーク大尉は前タイ國新聞協會長で  
昨夏バイロート宣傳局長と共に訪日した  
ブリチャヌサート・パンヤラチュン氏の  
長男で佛國に留學した青年將校であり、  
チラワット嬢はビブン首相の長女で大東  
亞戰前英國留學第一回交換船で歸國、タ  
イ國女子陸軍士官學校第一期生として入  
營、今春卒業、陸軍少尉に任官、目下部  
隊服務中である。

### 泰國の花の結婚

「泰國の花」審査會において一等に當選

四〇

を行つた。これらの會議はタイの婦人に  
重要な任務を課し各自の地方に於ける  
文化各分野に於てその師表たらしめんと  
するにあつた。村長、區長夫人の代表者  
は、各自の地方に於ける文化普及につい  
て政府の政策に協力する旨を誓つた。ナ  
イ郡で茶會が催され、會議聯合會結成の  
決議を行ひ、これを機會に草花の種子を  
分配した。結成式にはナイ郡及び他郡の  
官吏夫人も出席した。

### ワニット前副蔵相自殺

タイ國前大蔵副大臣タイ銀行重役會長  
ワニット・パナノーン氏は今年一月七日  
タイ銀行の金塊不正賣買事件に繋がる嫌  
疑を以て他四名の同銀行重役と共にタイ  
官憲によつて檢擧せられ、警視總監、副  
總理アドウン・デ・チャラート警察大將  
を委員長とする査問委員會によつて取調  
べを受け、その結果右事件は戒嚴令下の  
ため軍法會議に廻され去る四月十日の第  
一回公判を皮切りに身柄拘束のまゝ十餘  
回の審理が續けられたところ、五月二十  
一日夕刻、ワニット氏は拘留所内におい  
て急死二十二日の公判において主席檢事  
より「ワニット氏は拘留所内において縊

死自殺を遂げたるため、ワニット氏に關しては訴訟棄却を適用する一旨を述べ、軍法會議はこれを認め、ワニット氏急死の事實を明かにした。

### 金塊事件判決

前大蔵副大臣タイ銀行重役會長ワニット・バナノーン氏の金塊不正賣買事件は去る五月二十一日ワニット氏の獄中急死により同氏は起訴棄却となり、その後他の通果被告についてタイ國軍法會議において審理中であつたが七月廿六日左の如く判決言渡があつた。

リム・タマチャリ(タイ銀行支配人) 懲役四年、プラユーン・ウイラウイラ(タイ銀行員) 懲役二年、マープ・ニクン(金仲買人)無罪

### 日泰關係

#### 泰外相對日關係

##### 強化言明

シー・セナ新泰國外相は八月九日午前泰紙記者に對し新政府は今後ますます對日親善關係を増

進に盡力、現在盟邦諸國に駐留中の各外交使臣の異動は行はぬ方針である旨言明した。

#### 革命記念日祝賀會

東京品川區上大崎のタイ國大使館では六月廿四日午後四時からタイ國革命記念日に際し盛大な祝賀會を催した。青木大東亞相、重光外相夫妻、岡部文相夫妻、松平宮相、坪上大使夫妻を初めラウイデス比島代理大使、テー・モン・ピルマ大使等約三百名の來賓列席、タイ國の古典音楽を觀賞したのち最後に青木大東亞相ウイチット・タイ國大使の提唱で樞軸國の必勝を祈念して六時過ぎ散會した。

#### 在門司泰國名譽領事

泰國外務省は在門司名譽領事として久野勘助氏を任命六月二十六日附官報をもつて發表した。

#### 泰大使館の論文募集

本年十月廿八日は日泰文化協定締結二

四二

周年に當るので、在京泰國大使館では國際文化振興會と共に日本人から日本語の論文を懸賞募集し、記念日當日授賞式を行ふ。題目は成人に對しては「日本文化の使命」、十九歳以上、四百字詰三十枚以内、賞金一等一名五千圓、二等二名各二千圓、三等三名各一千圓、青少年に對しては「日本若人の抱負」(十九歳未満、十五枚以内、一等一名五百圓、二等二名各二百圓、三等三名各百圓)の二種類で八月十五日締切られた。

#### 水野南方事務局長

##### 盤谷着

大東亞省南方事務局長水野伊太郎氏は南方視察旅行の途七月十四日午前空路バンコクに着した。

### 協會記事

#### ○理事會並に評議員會開催

六月十四日正午より華族會館に於て本協會理事會開催、引續き零時半より評議員會を開き會務につき報告並に協議を遂げた。

#### ○大東亞省補助金

##### 下附

大東亞省より本協會に對する本年度補助金に關し、六月十四日附を以て下附指令を接受した。

#### ○「寄附行爲」一部變更認可

本協會事務所移轉に伴ふ「寄附行爲」第二條變更に關する件七月二十六日附大東亞省の認可があつた。

#### ○會報發行所變更認可

本協會事務所移轉に伴ふ會報發行所の變更に關し今般警視廳より許可があつた

#### ○職員異動

主事田中正夫氏 郷里函館市に歸國の爲め七月末日退職  
調査部員江尻英太郎氏 六月末日日泰文化會館に轉じ、改めて本協會囑託となる。  
調査部員西村勝比古氏 八月病氣靜養のため退職

#### 〔大阪日泰協會記事〕

##### ○在泰國邦人商社貨物

##### 盜難防止陳情

泰國に於ける物資の不足と一部泰國人の不徳により邦人商社の貨物の抜荷、商品の盜難續領事件一昨年来頻々として發生につき、二月二十一日大東亞大臣宛之れが防止の善後措置方の陳情書を提出し

た。

#### ○常任理事會並理事會

四月二十日午後四時新大阪ホテルに於て常任理事會社代表者二十三名參集し會務につき協議した。

また五月十八日午後四時日本綿業クラブに於て常任理事會開催、安住副會長及山本理事長より過般上京關係當局に陳情の日泰兩國民間航空郵便物取扱開始並無線電話再開陳情及外地戰爭保險金額制限撤廢に關する陳情經過に就き詳細報告する所あつた。尙ほ過般更迭の爲め本會常任理事を辭せられたる大阪商船會社村井弘光氏並日綿實業株式會社高木徳太郎氏に記念品を贈呈することになつた。



財團法人日本タイ協會  
總裁及役員職員

監事

工學博士門野重九郎、藤山愛一郎

評議員

井上雅二、子爵伊藤二郎丸、公爵岩倉

具榮、石井康、大丸徹三、侯爵細川

護立、公爵德川閑順、川村博、河井彌

八、加藤勝太郎、子爵加藤泰通、文學

博士高橋順次郎、鶴見左吉雄、南條金

雄、子爵黒田長敬、伯爵黒田清、倉田猛

郎、矢田部保吉、伯爵二荒芳徳、江口

定條、榎並充造、出淵勝次、安住伊三

郎、佐藤市郎、櫻井兵五郎、醫學博士

北島多一、子爵三島通陽、關屋貞三郎

主 事 遠山峻

調査部職員

星田晋五、今井泰三、岡本一子

囑 託 山口武、江尻英太郎

(非賣品)

昭和十九年八月二十七日印刷納本  
昭和十九年八月三十日發行

東京都澁橋區下落合二丁目四三七番地

發行所 財團 日本タイ協會

電話 落合長崎三三四〇

振替口座東京一四八三一番

出版會員番號二二三三六

東京都澁橋區下落合二丁目四三七番地

編輯人 遠山 峻

東京都澁橋區戶塚町一丁目二二〇番地

印刷人 河田 保治

東京都澁橋區戶塚町一丁目二二〇番地

印刷所 明立印刷株式會社

(東京二二)

配給元 東京都神田區淡路町二ノ九

日本出版配給株式會社

總裁 秩父宮雍仁親王殿下

名譽總裁 アーテイト・ティプ・アー

バー殿下

會長 公爵 近衛 文麿

名譽會長 ウィット・ウィットワタ

カーン

副會長 侯爵 德川 頼貞

理事 長 矢田部 保吉

常務理事 村井 倉松

同 子爵 三島 通陽

理事 子爵 伊東二郎丸、男爵大倉喜七郎、岡

田永太郎、川村博、常阿寛治、鶴見左

吉雄、向井忠晴、柳澤健、伯爵二荒芳

徳、古田俊之助、船田一雄、淺野良三

伯爵酒井忠正、醫學博士北島多一、水

野伊太郎

